



茨城県

2027年度 国の施策及び予算に関する提案・要望

2026年6月

茨 城 県

提 案 ・ 要 望 書

茨城県政の推進につきましては、日頃から格別のご指導、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

加速度的に進む人口減少、予断を許さない中東情勢の混迷や長引く物価高、さらには人工知能の驚異的な進化など、私たちを取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。

この変化の激しい時代にあって最も避けるべきことは、現状維持にこだわることであり、私たちは、「過去の延長線上に未来はない」との考えのもと、新しい時代にふさわしい新たな道を切り拓いていくことが求められております。

こうした中、本県では、3月に「第3次茨城県総合計画～『新しい茨城』への挑戦～」を策定し、変化や失敗を恐れず、新しいことに積極果敢に挑戦することで、「豊かさ」「安心安全」「人財育成」「夢・希望」の4つのチャレンジを推進することとしております。

また、他地域にはない特長をつくるための「差別化」、将来の発展を見据えた「インフラへの投資」、「多様な人財が活躍できる社会の実現」の3つの取組を特に重点的に推進することで、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、県民の皆様とともに全力で取り組んでまいり所存でございます。

つきましては、本県県政の推進に必要な政策・制度の創設など、国の施策及び予算に関する提案・要望を以下のとおりまとめましたので、2027年度の予算編成あるいは今後の施策展開において、特段のご高配をお願い申し上げます。

2026年6月

茨城県知事 大井川 和彦

目次

- 中東情勢に伴う燃料・石油関連製品等の安定的な供給確保及び物価高騰対策について…………… 1

I 新しい豊かさへのチャレンジ

- 1 雇用対策の推進について…………… 3
- 2 経済の好循環実現や物価高克服に向けた賃金水準の引上げについて…………… 5
- 3 企業の立地ニーズに応じた新たな産業用地の開発の促進について…………… 7
- 4 本県の臨海部におけるカーボンニュートラルの推進並びに鹿島臨海工業地帯の競争力強化及び強靱化について…………… 8
- 5 カーボンニュートラル社会の実現に向けた支援について…………… 10
- 6 高温ガス炉の実証炉開発・建設の促進について…………… 11
- 7 大強度陽子加速器施設「J-PARC」の安定的な運転と日本原子力研究開発機構における研究の推進等について…………… 13
- 8 フュージョン発電実証プラント設置と関連市場の形成支援について…………… 15
- 9 宇宙ベンチャー等が活動しやすい環境づくりと宇宙活動を支える総合的基盤の強化について…………… 16
- 10 スタートアップ・エコシステムの形成について…………… 18
- 11 新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進について…………… 19
- 12 露地栽培品目の高温対策について…………… 21
- 13 太平洋クロマグロ資源の適正利用について…………… 22
- 14 有害動植物対策の技術的・財政的支援及び規制見直しについて…………… 23
- 15 日本の成長を支える国際政策の取組について…………… 25
- 16 地球温暖化対策の充実と地域社会と共生した再生可能エネルギーの導入促進について…………… 27
- 17 次世代自動車の普及促進に向けた急速充電インフラ整備の推進について…………… 29
- 18 循環型社会形成の推進について…………… 30
- 19 霞ヶ浦・北浦、澗沼に係る総合的な環境保全対策の充実強化について…………… 31

II 新しい安心安全へのチャレンジ

- 1 医療保険制度の見直しについて…………… 33
- 2 医薬品の安定供給について…………… 34
- 3 AEDの普及・啓発について…………… 35
- 4 介護保険制度の見直し等について…………… 36
- 5 医師等医療従事者の偏在対策について…………… 37
- 6 福祉人材確保のための職員の処遇改善等について…………… 40
- 7 地域公共交通維持確保に向けた取組について…………… 41
- 8 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策に係る財政措置等の見直しについて…………… 43
- 9 水資源開発事業の推進について…………… 45

| | | |
|----|------------------------------|----|
| 10 | 神栖市におけるヒ素汚染対策について | 46 |
| 11 | 有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進について | 48 |
| 12 | 安全安心を実感できる「いばらき」の確立について | 50 |
| 13 | 犯罪・性暴力被害者支援の充実について | 52 |
| 14 | 産業廃棄物の不適正処分への対応に向けた法整備について | 53 |
| 15 | 土砂等の不適正処分への対応に向けた法制度の拡充について | 55 |
| 16 | 災害に強い体制づくりについて | 56 |
| 17 | 頻発化・激甚化する洪水への防災・減災対策の加速化について | 59 |
| 18 | 原子力災害対策について | 60 |

Ⅲ 新しい人財育成へのチャレンジ

| | | |
|---|-------------------------------------|----|
| 1 | 未来を担うたくましい人づくりについて | 66 |
| 2 | 小・中学校及び義務教育学校の適正配置等について | 71 |
| 3 | 少子化対策の充実について | 72 |
| 4 | 中学校段階の学校給食費の負担軽減について | 76 |
| 5 | 外国人財との秩序ある共生社会実現について | 77 |
| 6 | 難民の受入れを通じた国際社会に開かれた社会づくりの 推進について | 82 |

Ⅳ 新しい夢・希望へのチャレンジ

| | | |
|----|---|-----|
| 1 | DMO構築による観光地域づくり推進体制の強化に向けた 支援の充実について | 84 |
| 2 | 持続可能な観光地域づくりに向けた支援について | 85 |
| 3 | ジャイアントパンダの誘致について | 86 |
| 4 | 国主導による本社機能の地方移転の促進について | 87 |
| 5 | 日本の花火文化振興について | 88 |
| 6 | データ連携基盤の整備について | 89 |
| 7 | デジタル・デバイド対策の推進について | 90 |
| 8 | 地方公共団体情報システムの標準化について | 92 |
| 9 | 統計調査手法の見直しについて | 93 |
| 10 | 広域道路ネットワークの強化・充実等について | 95 |
| 11 | 地方への人の流れを加速する都市鉄道ネットワークの強化について | 97 |
| 12 | 気象庁地磁気観測所の移転について | 99 |
| 13 | 「地方創生回廊」の東日本大震災被災地域への拡大と、 太平洋沿岸地域における幹線鉄道ネットワークの機能強化について | 100 |
| 14 | 我が国の国際競争力を牽引する港湾の整備について | 102 |
| 15 | 茨城空港について | 103 |
| 16 | 電源地域の振興について | 104 |

Ⅴ 地方創生及び地方分権改革の推進

| | | |
|---|---------------|-----|
| 1 | 地方創生の推進について | 106 |
| 2 | 地方分権改革の推進について | 108 |

中東情勢に伴う燃料・石油関連製品等の 安定的な供給確保及び物価高騰対策について

＜提案・要望先＞ 内閣府、こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省

＜提案・要望の内容＞

中東情勢の混迷は予断を許さない状況にあり、国際社会の平和と安定を揺るがすだけでなく、我が国の経済活動及び国民生活に対しても重大な懸念をもたらしております。

本県は、基幹産業である製造業や農林水産業、それを支える運輸業など石油依存度が高く、日常生活における移動手段を自動車に大きく依存していることから、中東情勢による石油由来の燃料及び資材の不足等による影響は極めて甚大であり、地域経済を停滞させるのみならず、県民の暮らしをも脅かす重大な問題となる恐れがあります。

国におかれましては、県内経済及び県民生活を守るため、下記事項について機動的かつ万全な措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

1 石油由来の燃料、原材料等の安定供給の確保について

- ・ 製造業や農林水産業、建設業をはじめ、地域経済を支える産業活動に不可欠な、石油由来の燃料・資材や各種原材料など、必要な物資の確保に万全を期すこと。

流通の目詰まりに対しては、国が前面に立って国内在庫の適正な配分や円滑な供給を促すなど、各産業への安定供給に向けた、迅速かつ実効性のある措置を講じること。

- ・ 県民の命と健康を支える基盤である、医療及び福祉サービスに欠くことのできない医療用手袋をはじめとする石油関連製品が、安定的に供給されるよう万全を期すこと。
- ・ 地域経済活動や県民生活を支える公共交通機関及び運輸・物流産業に、燃料やエンジンオイルなどの石油関連製品が安定的に供給されるよう、石油元売り業者に対して要請を行うなど必要な対策を講じること。

2 物価高騰対策について

- ・ ガソリン、軽油、LPガス等の燃料価格高騰について、緊急的激変緩和措置をはじめとする各種支援策を継続するとともに、今後の情勢変化に応じて拡充するなど機動的に対応すること。
- ・ 燃料価格高騰の影響が直接的に料金に反映され、酷暑により需要増加が見込まれる光熱費については、機動的かつ実効性のある対策を講じること。
- ・ 資材等の価格上昇により経営に深刻な影響を受ける、製造業や農林水産業などの県内企業や個人事業主等に対し、価格高騰分に伴う負担軽減策を講じること。
- ・ 医療機関や社会福祉施設等は、公定価格である診療報酬や介護報酬等の中では、石油関連製品や光熱水費等の価格上昇分を自らの判断で価格転嫁できない構造的な課題を抱えているため、経営支援に資する対策を迅速に講じること。
- ・ 物価高騰の影響を強く受ける低所得世帯に対し、給付金等の直接支援の追加実施及び対象範囲の拡大を図ること。

3 県内企業等に対する事業継続支援について

- ・ 製造業や農林水産業などの県内企業や個人事業主等に対し、各種費用の上昇や物資不足等による経営への影響を最小限に抑えるため、資金繰りに係る支援措置等を拡充すること。
- ・ 各種費用の上昇について、適切な価格転嫁に向けた監視・指導を徹底するなど、事業継続に必要な対策を講じること。

4 地方行財政の安定的な運営に向けた支援について

- ・ 今後、追加の対策を講じるに当たっては、エネルギー価格等の安定に向けて、地方公共団体間で対策の内容に格差が生じないように、国の責任において全国一律の対策を直接講じるとともに、国の対策を補完する地域の実情に応じた対策については、適切な財源措置を講じること。
- ・ 地域経済と県民生活を支える基盤である上下水道、情報システムなどの公共インフラについて、維持・運営に不可欠な資材をはじめとする各種関連物資が安定的に供給されるように万全を期すこと。

雇用対策の推進について

＜提案・要望先＞ 厚生労働省、経済産業省、内閣府、内閣官房

＜提案・要望の内容＞

少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少し、企業における人材確保が困難となる中、年齢、性別、国籍や障害の有無などに関わらず、多様な人材が活躍できる職場環境づくりを進めるとともに、企業の生産性を向上させるため、働き方改革を実現させる取組が求められております。

また、デジタル化や脱炭素化の進展により産業構造の急激な変革が見込まれる中、持続的に産業を発展させていくためには、成長産業・分野への円滑な労働移動を促進することが重要であります。

さらに、中長期的な視点から人材確保に努めている企業を支えるため、これらの企業に対するきめ細かな支援が必要であります。

以上の状況を踏まえ、地方における雇用対策の推進に向けて、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 ワーク・ライフ・バランスの実現のため、働き方改革推進支援助成金等による長時間労働の是正を進めるとともに、人材確保等支援助成金（テレワークコース）やIT導入補助金等の支援策の充実によるテレワークの促進など中小企業における多様で柔軟な働き方を推進すること。
- 2 女性が自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮しながら、充実した職業生活を送るためには、男女ともに仕事と家事・育児等の両立が必要であることから、円滑な育児休業の取得や職場復帰、代替要員確保を促進する両立支援等助成金等による支援を継続するほか、「えるぼし認定」や「くるみん認定」の取得企業に対する助成措置等の充実などにより同認定制度の普及促進を図ること。
- 3 本年7月の法定雇用率の2.7%への引上げを見据え、企業の規模に関わらず障害者雇用がより一層促進されるよう、障害者雇用の意義についての理解促進や障害者の就労・職場定着を支援する体制の強化に加え、障害者雇用納付金制度や障害者雇用に関する助成制度等の更なる拡充等により、障害者の就労促進策の充実・強化を図ること。

- 4 成長産業・分野への円滑な労働移動の促進のため、年功序列賃金をはじめとした日本的雇用慣行の見直しや解雇規制の在り方について労使双方の立場に立った抜本的な議論を進めるなど、これまでの労働政策の見直しに向けた検討を加速化すること。

- 5 都道府県が実施している技能検定制度について、若年者に対する技能検定手数料の減免措置は、ものづくり分野に従事する若者の確保・育成のために重要な支援であることから、国の補助対象を縮小することなく、技能の振興や継承に対する施策の充実を図ること。

経済の好循環実現や物価高克服に向けた賃金水準の引上げについて

<提案・要望先> 厚生労働省、経済産業省、財務省

<提案・要望の内容>

持続的な経済成長のためには、企業収益を労働者に適正に配分することにより、物価上昇を上回る賃金の上昇、消費の拡大を促し、さらなる賃上げや設備投資につなげる「経済の好循環」を生み出すことが重要であります。

近年、日本の労働生産性は向上しているにもかかわらず、実質賃金は長年上昇しておらず、物価高騰や円安といった最近の経済動向が労働者の生活に大きな影響を及ぼしていることを踏まえると、労働者の生活水準を維持するためにも実質賃金の底上げが必要であります。

また、最低賃金の額は、複数の経済指標を踏まえて各都道府県を振り分けたランク毎に示される引上げの目安を参考に、各労働局長によって決定されておりますが、本県の経済指標は全国9位である一方、最低賃金の額は14位と乖離が生じております。

本県では、これまでも茨城労働局長や茨城地方最低賃金審議会の委員に対し、最低賃金に経済実態が正しく反映されていないことや、近県と比べ、1人あたり県民所得や有効求人倍率等が高い状況にあることなどを、データを用いながら、様々な機会を捉えて説明しているところですが、依然として経済実態との乖離や地域間格差が解消されておられません。これらは人材確保の観点からも早期に解決すべき大きな課題であると認識しております。

一方、最低賃金が引き上げられても、労働者が税・社会保障制度上のいわゆる「年収の壁」を超えないよう就業時間を抑えれば、企業は人手不足となるほか、収入も増加しないという問題に繋がります。近年、税制改正により一部の壁の引上げ及び撤廃がされているところではございますが、労働者の就労調整が完全に解消されるまでの間、継続的な支援策が必要であります。

以上の状況を踏まえ、地方における賃金水準の引上げに向けて、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 実質賃金の引上げを実現するため、経済団体等に対し物価高騰を上回る積極的な賃上げを継続的に働きかけるとともに、必要な支援を行うこと。

- 2 最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業・小規模事業所への支援を強化すること。
- 3 地方での最低賃金額の決定において、地域間格差につながっているランク分け制度を廃止すること。
- 4 パートなどの短時間労働者が、税・社会保障制度上のいわゆる「年収の壁」を意識して労働時間を抑えることがないよう、労働者本人の希望に応じて働くことができる環境の整備を引き続き進めること。

企業の立地ニーズに応じた新たな産業用地の開発の促進について

<提案・要望先> 経済産業省

<提案・要望の内容>

現在、全国の多くの自治体において、増加する企業の立地ニーズに対応できる産業用地が不足している状況であり、産業用地の整備が喫緊の課題となっているところ。

こうした中、本県では、特に圏央道の沿線地域を中心に企業の立地が進んでおり、令和8（2026）年度には、圏央道の4車線化の整備完了が予定されていることなどから、今後も企業の立地ニーズがより一層高まっていくものと見込まれている。

本県としては、このような立地優位性を最大限に活かし、地域未来投資促進法を活用した産業用地の確保及び戦略的な企業誘致活動を展開しているところであるが、複数企業の立地を見込む開発区域において、同法に基づく農地転用等の特例措置を適用する場合、以下の課題がある。

- ① 複数企業の立地を想定した開発事業において、企業ごとに立地決定の時期は異なるものの、すべての企業立地が決定するまで特例措置を適用することができないため、このような開発事業では活用しにくい。
- ② 同様の開発事業において、調整池等は通常共通のものを配置するが、各企業が個別に開発を行い、調整池等も個別に整備することとなるなど、区域全体での一体的な土地利用及び効率的な造成工事が困難となる。

上記の課題を踏まえ、企業の立地ニーズを的確に捉えた新たな産業用地の開発を促進するため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

地域未来投資促進法第18条における農地転用等の特例措置において、企業立地ニーズが見込まれれば（地域経済牽引事業計画の承認を経ずに）、開発区域全体において、農地転用の特例措置が適用できるよう、適用範囲の拡大を講じること。

本県の臨海部におけるカーボンニュートラルの推進並びに 鹿島臨海工業地帯の競争力強化及び強靱化について

＜提案・要望先＞ 経済産業省、厚生労働省、国土交通省

＜提案・要望の内容＞

本県の産業拠点である鹿島臨海工業地帯は、鉄鋼や石油化学などの基礎素材産業が集積し、本県の製造品出荷額等の約2割を占め、地域の雇用の場としても重要な役割を果たしております。また、首都直下型地震の際にエネルギー・食糧・基礎素材供給のバックアップ拠点となり得るなど、わが国の産業基盤・ライフラインの強靱化に資する機能を備えています。

しかしながら、国内需要の低迷や国際競争の激化、カーボンニュートラルへの対応など、コンビナートの事業環境は大きな変革期に直面しており、特に鹿島臨海工業地帯においては、日本製鉄が令和6（2024）年度末に鹿島地区の高炉1基を休止するなど、事業拠点の再編・集約化が進む中で、生産過程を結合させたコンビナートの機能が失われ、地域経済や雇用へ大きな影響が及ぶおそれもあります。

また、操業開始から50年以上が経過し、生産設備等の老朽化対策が喫緊の課題となっているほか、東日本大震災の際に長期の操業停止を強いられたことを踏まえ、生産設備の更新やパイプラインの耐震化、津波・液状化対策等にも重点的に取り組む必要があります。

他方で、本県は、産業系のCO₂排出比率が約6割と全国と比べて高く、そのうち約9割が臨海部の事業場から排出されており、カーボンニュートラルの実現に向けては、臨海部におけるエネルギー転換等の取組が重要です。

加えて、ホルムズ海峡の緊張により、化石燃料や化学品原料の供給リスクが顕在化している目下の情勢を踏まえれば、水素などクリーンエネルギーの早期導入は、我が国のエネルギー安全保障の観点からも極めて重要です。

このような中、本県では、立地企業等と協力し、令和7（2025）年度に「鹿島臨海工業地帯の競争力強化に向けた将来ビジョン」の改訂版を作成し、カーボンニュートラルを見据えたGX産業の創出やDX・スマート化の推進など、コンビナートの競争力強化に向けた方向性の共有を図っています。

また、令和3（2021）年度に立ち上げた「いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出推進プロジェクト」のもと、カーボンニュートラル社会において高い競争力を持つ骨太な産業の創出を図るため、官民学の連携基盤となる協議会の開催やカーボンニュートラル対応に取り組む企業に対する体系的な支援を実施しております。

こうした取組により、ナフサ（粗製ガソリン）に依存しない化学製品の生産に向けた先進的なケミカルリサイクルプラントが令和7（2025）年に稼働したほか、二酸化炭素と水素から化学製品を合成するCCUの検討も進むなど、本県におけるカーボンニュートラルの取組は、茨城港・鹿島港という2つの重要港湾を中心に、着実に進展してきております。

については、国においても、産業基盤の強靱化と一層の競争力強化を図るとともに、エネルギーや化学品原料の安定確保を図るため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

1 臨海部のカーボンニュートラル推進に向けた財政的支援

水素・アンモニア等のクリーンエネルギーのサプライチェーン構築や需要創出に向けた技術確立を加速化するため、クリーンエネルギー利活用の実証・実装への財政的支援をより一層充実させること。

また、大規模産業におけるクリーンエネルギー利活用の実証・実装の取組が進む常陸那珂・鹿島両地域がカーボンニュートラルの産業拠点となるよう、両地域を先進的地域として位置付けるとともに、必要な財政的支援を講ずること。

2 コンビナートの国際競争力強化・強靱化に向けた支援

IoTやAI、ドローン等の新たな技術を活用したスマート保安の更なる推進に関する取組への支援を図ること。

また、企業が行う国際競争力強化に向け、東関東自動車道水戸線の鹿島臨海工業地帯周辺へのアクセス向上に取り組むことなどにより、カーボンニュートラル産業拠点としての競争力強化を図ること。

加えて、生産設備の更新やパイプラインの耐震化、津波・液状化対策など、企業が行う強靱化対策への支援を図ること。

さらに、電気料金のさらなる低廉化やグリーン電力の安価かつ安定的な供給に向けた取組を進めること。

3 日本製鉄鹿島地区の高炉縮小を踏まえた影響最小化のための措置

日本製鉄鹿島地区の高炉縮小による地域経済への影響を最小化するため、カーボンニュートラルに対応するための大型電炉・水素還元製鉄の技術開発や地域の新産業創出に向けた取組への支援等を実施すること。

カーボンニュートラル社会の実現に向けた支援について

＜提案・要望先＞ 経済産業省、環境省、文部科学省

＜提案・要望の内容＞

国は、令和7（2025）年2月に、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指す「GX2040ビジョン」を新たに閣議決定し、脱炭素電源が豊富な地域へ投資を呼び込み産業集積を加速するGX産業立地の方針を示したほか、令和8（2026）年度から排出量取引制度が本格稼働するなど、GX産業創出に向けた取組が加速しているところです。

本県は、つくば・東海の最先端科学技術やものづくり産業が集積するほか、石炭火力発電所が立地する茨城港、鉄鋼・化学産業が立地する鹿島港という二つの重要港湾を有し、さらには、導入量が全国1位である太陽光発電をはじめとした多様な脱炭素電源が立地するなど、GX産業創出に向けた大きなポテンシャルを有しております。

このような産業特性を踏まえ、本県においては、臨海部を起点に産業部門のエネルギー構造転換を目指す「水素・アンモニアサプライチェーン」や、石油化学産業の製造プロセス転換を目指す「グリーンケミカル・サプライチェーン」の構築など、脱炭素と経済成長の両立を目指すプロジェクトを立ち上げ、立地企業等との協議・検討を進めてきたところです。県としては、今後も、産学官が連携して、大規模なクリーンエネルギー需要の創出や効率的なサプライチェーンの構築に取り組み、今後の我が国の経済成長を牽引するGX産業の創出を図ってまいりたいと考えております。

つきましては、下記事項について特段の御配慮をお願いいたします。

記

本県におけるGX産業の創出を図るため、脱炭素技術の開発・実証から実装に至る一貫した取組に対して、臨海部をはじめとする本県リソースを最大限に活用できる施策を講じること。

高温ガス炉の実証炉開発・建設の促進について

＜提案・要望先＞ 経済産業省、文部科学省

＜提案・要望の内容＞

高温ガス炉は、高温熱を活かした準国産のカーボンフリーの水素や熱の供給により、製鉄や化学などの素材産業の脱炭素化への貢献が期待されており、国は、令和 32（2050）年のカーボンニュートラルの実現に向けて、高温ガス炉実証炉の研究開発を進めております。

本県に立地する日本原子力研究開発機構のHTTR（高温工学試験研究炉）では、水素製造に活用し得る 950℃の高温熱生成に世界で初めて成功したほか、令和 6（2024）年 3 月には、原子炉出力 100%の運転中に冷却機能が停止した状況下においても、出力が自然に低下し、安定状態を維持する試験にも成功するなど、優れた安全性を実証しております。さらに、日本原子力研究開発機構は、HTTRによる水素製造試験の開始を目指しており、将来的に本県が水素供給に大きな優位性を持つ可能性を秘めていることから、県としてもその実現に期待しております。

国においては、高温ガス炉実証炉の実現に向けて、新たな開発ロードマップを策定したところであり、今後は、実証炉の基本設計などの研究開発を進めていくこととされておりますが、実証炉開発の司令塔組織となる実施主体及び実証炉設置場所の選定には未だ至っておりません。実証炉開発を着実に推進していくためには、実施主体及び設置場所の決定が前提となることから、速やかに議論を進めていただく必要があると考えております。

一方、本県においては、県のCO₂排出量の約 6 割を占める産業部門の排出削減と経済成長の実現を目指し、令和 3（2021）年に「いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクト」を立ち上げ、水素等を活用したエネルギー構造転換に取り組んできました。この実現に向けては、水素をカーボンフリーで大量かつ安価に製造、供給することが大きな課題とされており、その解決策となり得る高温ガス炉実証炉の開発は、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて大変重要と考えております。

つきましては、下記事項について特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 高温ガス炉の実証炉開発・建設は、HTTRにおける研究開発の成果を活用しながら並行して進めていくものであることから、現在の研究開発体制・成

果・立地を最大限活かすことができ、臨海部などに大きな水素需要が見込まれる茨城県内に実証炉を設置すること。

- 2 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、新たに策定された開発ロードマップに基づき、実証炉の建設・運転等を担う実施主体を早期に決定するとともに、設置場所に求める要件や選定プロセスを具体的に明示するなど、設置場所の早期選定に向けた議論を加速すること。

大強度陽子加速器施設「J-PARC」の安定的な運転と 日本原子力研究開発機構における研究の推進等について

＜提案・要望先＞ 文部科学省、財務省、(国研) 日本原子力研究開発機構、
原子力規制庁

＜提案・要望の内容＞

本県は、つくば・東海の最先端科学技術や、我が国を代表するものづくり産業等の集積を活かして、イノベーションを絶えず生み出し、21世紀の日本の科学技術及び産業をリードする活力あふれた県づくりを進めております。

とりわけ、東海・大洗・那珂地区におきましては、世界最高性能の大強度陽子加速器施設(J-PARC)をはじめ、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)等の原子力関連施設が集積し、新産業の創出を目指した物質・生命科学の研究や、環境に優しい次世代エネルギーの開発研究、高レベル放射性廃棄物の管理期間の短縮につながる研究など、世界をリードする多様な研究開発が進められており、我が国の原子力研究開発の中心的役割を担っております。

一方で、J-PARCについては、産業分野への一層の活用が期待されている中、故障やトラブルなどに伴うビーム停止により研究開発の遅れが発生しております。

つきましては、研究開発の円滑な推進により新事業・新産業の創出やエネルギー・環境問題の解決を図るとともに、研究・産業拠点の形成を通じて本県の発展に結び付けるため、下記事項について特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 J-PARCが有する世界最高水準の性能を十分に発揮し、年間を通じた安定運転と施設の安全が不断に確保されるよう、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構及びJAEAに対し、適切に指導・監督を行うとともに、運転に係る予算を確実に確保すること。

また、J-PARCにおける核変換の研究は、高レベル放射性廃棄物の管理期間の大幅な短縮が期待される、本県にとって大変意義のある研究開発であることから、所要の財源措置を行うこと。

- 2 産業界の更なる利用促進のため、J-PARCのビーム利用料金の低廉化を図るとともに、研究開発を支援する体制の充実を図ること。

3 JAEA大洗原子力工学研究所における高温ガス炉（HTTR）については、優れた安全性を有するとともに、その高温熱を利用した発電に加えカーボンフリー水素の製造が期待されていることから、第7次エネルギー基本計画やグリーン成長戦略に貢献し、水素社会の実現に向けた取組を加速させる必要がある。

また、高速実験炉「常陽」については、がん治療への有用性が注目される医療用ラジオアイソトープ（アクチニウム 225）に関し早期の国内生産と安定した供給体制の確立を目指している。医療用ラジオアイソトープは現在ほぼ輸入に頼っている状況であり、常陽の特徴である高速中性子を利用することで世界的にも希少なアクチニウム 225 の国産化が実現することが期待される。

このため、HTTRと常陽のプロジェクトを着実に進めるために必要な予算を確保するなどその試験研究の推進を図ること。

フュージョン発電実証プラント設置と関連市場の形成支援について

＜提案・要望先＞ 内閣府、文部科学省、経済産業省

＜提案・要望の内容＞

フュージョンエネルギーは、環境問題とエネルギー問題を同時に解決し、カーボンニュートラルの実現に大きく貢献し得る次世代のエネルギーとして期待されています。国においても「フュージョンエネルギー・イノベーション戦略」に基づき、2030年代の発電実証という高い目標が掲げられております。

本県には、国の研究開発の中核を担う量子科学技術研究開発機構（QST）那珂フュージョン科学技術研究所をはじめ、日本原子力研究開発機構や大強度陽子加速器施設（J-PARC）など、関連分野の研究機関が集積しております。また、こうした研究基盤を支える高度な技術力を有する企業も多数立地しており、研究開発から産業化までを一体的に推進する素地が既に地域に形成されております。

加えて本県は、国の動きに先んじて県内企業のフュージョン関連分野への新規参入を積極的に支援し、サプライチェーン構築に向けた取組を早期から進め、着実に成果を上げております。

2030年代に発電実証を実現するためには、サプライチェーンの早期構築と高度人材の確保が不可欠であり、本県は、国内屈指の研究・産業基盤を活用することで、国家目標の達成に向けた開発期間の短縮とコストの最適化に大きく貢献できる高いポテンシャルを有しております。

つきましては、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

1 フュージョン発電実証プラント実施主体の早期決定および県内設置

2030年代の発電実証を実現するため、実施主体を早期に決定すること。また、国内屈指の研究・産業基盤を最大限に活用できる茨城県内にフュージョン発電実証プラントを設置すること。

2 フュージョン関連市場の形成に向けた支援の強化と継続

QST那珂フュージョン科学技術研究所および県内企業を中心とした市場形成に向け、フュージョンエネルギーに関連する技術シーズの事業化、研究機関と企業との人材マッチング、技術開発のための試験施設・設備の整備などに対する支援を強化するとともに、商用化までの継続的な支援を実施すること。

宇宙ベンチャー等が活動しやすい環境づくりと 宇宙活動を支える総合的基盤の強化について

＜提案・要望先＞ 内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、
(国研)宇宙航空研究開発機構

＜提案・要望の内容＞

宇宙活動が従来の官主導から官民共創の時代を迎えている中、宇宙基本計画（令和5(2023)年6月改定）においては、商業化を見据えた政策や宇宙技術戦略に基づく技術開発の強化、さらには宇宙開発の中核機関である宇宙航空研究開発機構（JAXA）の役割・機能強化が示され、これらの方針を踏まえ、新たにJAXA宇宙戦略基金が創設されるなど、民間事業者が主体となって宇宙活動に取り組む環境がさらに整いつつあります。

しかしながら、宇宙産業は、事業化までに多くの年月と資金調達を必要とするにもかかわらず、国内では市場規模や国際競争力から持続的な収益確保はまだまだ困難とされており、また、高度な技術や品質、法規制等への対応、ユースケースが求められるなど参入障壁が高いことから、宇宙ベンチャーをはじめ民間事業者の挑戦を促すためには、より一層活動しやすい環境づくりを進めることが求められます。

とりわけ、宇宙機器分野は、他の産業と比較して要求される技術・品質水準が高いうえ多品種少量生産であり、さらに、参入を果たしても需要が不安定で事業採算性が見込みにくいなどその特殊性から、撤退する事業者もあり、供給面においてリスクを抱えております。今後、海外からの輸入に依存しない安定した部品・コンポーネントの供給を実現するためには、地域の高度なものづくり企業を主体とした量産体制やサプライチェーンの自立化が重要であります。

茨城県においては、JAXA筑波宇宙センターをはじめ最先端の研究機関・大学、多様なスタートアップ、高度なものづくり企業群が立地する本県の強みや地域特性を活かし、宇宙ベンチャー等の創出・誘致と、県内企業の宇宙ビジネスへの参入を一層推進するとともに、宇宙産業において課題とされる、宇宙機器の量産体制やサプライチェーンの自立化など、当該産業の基盤強化に取り組み、本県のみならず我が国の宇宙産業の拡大に貢献したいと考えております。

については、下記事項について特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 宇宙ベンチャーをはじめ民間事業者の挑戦を促すため、JAXA等の国プロジェクトにおける民間からの調達拡大や、JAXA研究者・技術者との共同研究等の推進、実証機会の拡大及び宇宙専門人材・投資家との連携などを一層推進すること。
- 2 地域の高度なものづくり企業を主体とした宇宙機器の量産体制やサプライチェーンの自立化に向けて、本県が全国の先導モデルとなることを目指して実施している、企業内の宇宙人材の育成や、大手宇宙ベンチャーと地域企業とのマッチングなどの取組に対して、その後押しとなる支援を行うこと。
- 3 宇宙産業に適した地域特性を活かし、宇宙ビジネスの創出に取り組む本県への宇宙関連企業の研究開発・製造拠点の立地が一層促進され、ひいては我が国の宇宙産業基盤の強化につながるよう、JAXA宇宙戦略基金をはじめ、民間事業者等に対する支援にあたっては技術的視点のみならず、例えば、地域との連携を加点要素とするなど、企業の集積を促進する政策的視点を取り入れること。

スタートアップ・エコシステムの形成について

＜提案・要望先＞ 内閣府、文部科学省、経済産業省

＜提案・要望の内容＞

人口減少時代を迎えた我が国において持続的な成長を遂げていくためには、新たなサービスや価値を社会に提供するスタートアップ等が牽引役となって、社会課題の解決や良質な雇用の創出、新しい産業クラスターが形成されていくことが極めて重要であります。

このような中、本県のつくばや東海地域には、我が国を代表する高水準の研究・教育機関が集積しており、こうした研究・教育機関における技術シーズを活用したスタートアップが次々と生まれ、世界中のヒト・モノ・カネと結びついて事業化し、成長が促進されるエコシステムを形成していくことが重要であります。

つきましては、地域発のイノベーションを創出し、日本の発展に寄与するスタートアップ・エコシステムの形成が図られるよう、下記事項について特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 つくばや東海地域に集積する大学や研究機関の技術シーズを活用したスタートアップの創出に向けて、大学や研究機関が行う共同研究への支援や、先端的な技術シーズの発掘・事業化、必要な施設の整備や大企業との人材マッチングに対する支援を強化すること。
- 2 地方のスタートアップへの投資規模の拡大と成長の加速化に向けて、ベンチャーキャピタル等が投資しやすい環境の整備を推進すること。また、海外の主要な投資家や起業家を呼び込むための取り組みや、グローバルな先端地域との繋がりを強化する取り組みの実施など、スタートアップの海外展開に向けた支援を積極的に行うこと。
- 3 地域が一丸となってスタートアップを支援する体制を構築するため、スタートアップ・エコシステム拠点都市の機能強化に向けた支援を拡充すること。

新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進について

<提案・要望先> 農林水産省

<提案・要望の内容>

首都圏人口の食を支える農業大県である本県が、食料を安定的に供給していくには、多様な担い手を確保し、育成するとともに、農地の集積や集約化、効率的で生産性の高い持続可能な農業経営を確立することが重要であります。

食料安全保障の確保や農業の持続的な発展等、改正食料・農業・農村基本法に掲げる基本理念に基づき、基本的な施策の方向性を具体化する食料・農業・農村基本計画は、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとされています。

つきましては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

- 1 担い手への農地の集積・集約化を一層推進するため、農地中間管理事業については、農地集約化促進事業をはじめとする地域への支援制度を将来にわたり安定的に継続するとともに、その実施に当たっては地方に新たな財政負担が生じることのないよう、必要かつ十分な予算措置を講ずること。
- 2 経営所得安定対策については、施策の検証を十分行うとともに、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるようにすること。特に需要の見込まれる麦や大豆、野菜などの高収益作物、輸出用米等の戦略作物に係わる対策については、戦略作物等への転換を行った地域において定着が図られるよう、安定的・継続的な制度とすること。
また、国産への需要が高まっている麦、大豆については、急激な資材高騰等により農業所得が減少することがないよう十分な交付金単価を維持し、必要な予算額を確保すること。
なお、需要に応じた米生産については、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、行政・生産者団体・現場が一体となって、需要に応じた米生産に取り組むこととしているが、これを実効性のあるものとするため、全国的な需給バランスの確保について、国において引き続き配慮すること。

- 3 農業農村整備事業については、食料の安定供給と農業の持続的発展のため欠かすことのできない事業であり、計画的に事業を推進していくため、事業実施に必要な予算を確保すること。
- 4 農業生産資材などの価格高騰が続く中、合理的な価格形成により、生産者が原価や労働に見合った所得を得られるよう、実効性の高い適正な価格形成の仕組みを構築すること。
- 5 気候変動の影響に適応するため、特に露地野菜や果樹における品質低下の原因究明及び必要となる対策に係る研究を加速化するとともに、品目横断的に活用可能となる実証・普及に係る支援策を構築すること。

露地栽培品目の高温対策について

<提案・要望先> 農林水産省

<提案・要望の内容>

気象庁によると、今後、気候変動対策を応じない場合、年平均気温は、茨城県では20世紀末と比較して、今世紀半ばに2.3℃、今世紀末には4.3℃上昇すると予測されています。近年では、夏の高温が続いており、令和7（2025）年の夏は統計開始以降1位の高温となっております。

このような状況下において、農業分野では、夏の高温が農作物の生産面に大きな影響を及ぼしております。特に、生育環境の制御が難しい露地栽培品目については、本県において農業産出額が高いものが多く、高温による影響が大きくなっております。

露地野菜については、高温の影響により、着果不良や花芽分化の遅延による出荷量の減少や、着色不良や果実肥大不足などの品質低下が問題となっております。露地野菜の高温対策については、国では新たな技術の実証支援や品種開発などに取り組んでいるものの、灌水以外の効果的な技術が確立されておられません。

水稲については、特に令和5（2023）年以降の著しい高温により、白未熟粒や斑点米カメムシ被害等による1等米比率の低下が問題となっております。本県は高温の影響を受けやすいコシヒカリの作付割合が多いため、水管理や追肥などの基本的な高温対策技術の指導のほか、高温耐性品種の導入も進めておりますが、近年の高温下においては、高温耐性品種であっても1等米比率の低下がみられております。

これらのことから、以下のとおり要望いたします。

記

- 1 露地野菜や水稲の高温対策として、現行品種よりも高温耐性に優れる品種の育成、高温に適応した効果的な栽培技術の開発にスピード感を持って取り組むこと。

太平洋クロマグロ資源の適正利用について

＜提案・要望先＞ 農林水産省

＜提案・要望の内容＞

高度回遊性魚類であるマグロ類を対象とする漁業については、5つの国際的な資源管理団体が組織され、海域・魚種ごとに、漁船隻数や漁獲量などが取り決められています。

このうち、太平洋クロマグロ（以下クロマグロ）については、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での国際合意に基づき、平成30（2018）年から水産庁の一元管理による厳格な漁獲可能量（TAC）管理が進み、資源は順調に回復しており、当初の資源回復目標を前倒しで達成しているところです。

この資源回復を受けて、令和6（2024）年のWCPFCでは、日本のTACは3年ぶりに増枠（小型魚10%増、大型魚50%増）が認められましたが、これは暫定的な措置であり、今後のクロマグロ資源の利用にあたっては、厳格な資源管理を前提としつつも、国が令和7（2025）年までに合意を目指していた、管理戦略評価（MSE）に基づいた長期管理方式の導入が必要になっています。

また、国内においてもクロマグロ資源が回復傾向にあることや沿岸への来遊時期の変化がみられていることから、沿岸の資源状況を正確に把握する調査を実施した上で、それに基づく国内配分を実現していく必要があります。

これらのことから、以下のとおり要望いたします。

記

- 1 クロマグロの資源管理について、我が国が国際会議において議論をリードし、資源状況に応じた漁獲枠の増枠が実現し得る新たなルール（長期管理方式）を、国際交渉において早期に合意すること。
- 2 クロマグロの漁獲枠の国内配分については、資源の回復や海洋環境の変化に伴う沿岸域への来遊状況の変化を正確に把握するための調査を実施した上で、それに基づいて適切に配分すること。

有害動植物対策の技術的・財政的支援及び規制見直しについて

＜提案・要望先＞ 環境省、農林水産省、国土交通省、警察庁

＜提案・要望の内容＞

国においては、農林水産業や生態系等に深刻な影響を及ぼすニホンジカ・イノシシについて、平成25(2013)年度に10年間で個体数を半減させる目標を設定し、抜本的な鳥獣捕獲強化対策に取り組んできたところですが、令和3(2021)年度の推定個体数の実情を踏まえ、令和5(2023)年度にシカ・イノシシの更なる捕獲強化対策と捕獲目標の見直しを行ったところです。

また、クマについても、全国的な被害拡大を踏まえ、令和6(2024)年度に新たに指定管理鳥獣に追加され、令和7(2025)年度には、緊急銃猟制度を創設したほか、「クマ被害対策パッケージ」を策定するなど、対策について強化が図られているところです。

こうした中、その対策を進めるにあたっては、必要な予算が確保されることが重要であります。

また、クマの捕獲にはライフル銃の使用が有効ですが、現行の銃砲刀剣類所持等取締法上、ライフル銃の所持許可を得るには、原則10年以上の猟銃の所持許可を継続して受けていることが必要とされており、捕獲の担い手が減少する中、早期の捕獲従事者の確保・育成を図っていく上で支障となるおそれがあります。

一方、近年、特定外来生物に指定されている動植物が急速に繁殖・拡散しており、生態系の破壊や農業被害など様々な影響が懸念されます。

外来水生植物のナガエツルノゲイトウやクビアカツヤカミキリ及びツヤハダゴマダラカミキリなどの外来カミキリについては、効果的・効率的な防除方法が確立されておらず、また、長期間にわたり継続して防除を実施する必要があり相当額の経費を要するため、本県を含め全国的な課題となっており、国が前面に立って対策に取り組む必要があります。

特に、国の交付金制度においては、高額となるナガエツルノゲイトウ対策にとって予算規模が不足しているとともに、防除事業以外の地方独自の有効利用策の検討や駆除技術の調査研究などが対象外となっていること、また、防除事業計画の承認手続に時間を要することなどが課題となっております。

つきましては、有害動植物や特定外来生物による被害の防止を図るため、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 ニホンジカ、イノシシ等の適正管理の目標達成に向けて、さらに捕獲圧を高めるため、指定管理鳥獣捕獲等事業に係る交付金のさらなる拡充を図ること。
- 2 クマの安全かつ効率的な捕獲に寄与するライフル銃の所持許可基準について、現行規制の意義・効果に配慮しつつ、新たな捕獲従事者の確保・育成の観点から、猟銃の継続所持期間短縮等の規制緩和を含めた見直しを検討すること。
- 3 ナガエツルノゲイトウについて、国が主体となって抜本的な駆除・処分方法を早急に開発するとともに、国内外の防除等に関する情報を収集し、地方公共団体への提供を行うこと。
- 4 特定外来生物防除事業交付金については、ナガエツルノゲイトウの駆除後の有効利用策の検討や駆除技術の調査研究に関する取組など防除事業以外も対象経費に含めた上で、財政措置の大幅な拡充を図ること。
あわせて地方公共団体がより活用しやすいよう交付手続の簡素化を図るとともに、年度当初からの事業着手を可能とするよう、防除事業計画の承認までの期間を短縮すること。
- 5 国管理河川におけるナガエツルノゲイトウの繁茂拡大を防止するため、国が防除対策を推進すること。

日本の成長を支える国際政策の取組について

＜提案・要望先＞ 総務省、外務省、農林水産省、経済産業省、法務省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省、観光庁、防衛省

＜提案・要望内容＞

近年、アジア諸国・新興国が目覚ましい経済成長を遂げている一方、我が国では人口減少や少子高齢化、産業構造の変化、国内需要の低迷などの問題に直面しており、今後、国際社会において我が国の存在感をいかにして維持していくかが大きな課題であります。

そのためには、地域が世界の成長や活力を取り込むことにより発展し、我が国の成長の牽引役となっていくことが求められており、また、訪日外国人の受入環境の整備を図ることが必要であります。

さらに、現在、各国と様々な国際交渉が進められているところですが、協議内容等に対する情報開示や説明が不十分であり、国民や関係団体等が不安を払拭できない状況が続いています。

つきましては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

- 1 海外から企業の地域統括拠点や研究開発型企业等の進出を促進するため、これらの企業に対する優遇税制や財政支援策を拡充するとともに、空港・港湾等の機能強化及び交通アクセスの利便性の向上、外国人の居住環境の整備などをより一層推進すること。
- 2 海外における農林水産物・食品等の販売促進活動等に国をあげて取り組むとともに、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援の充実等、輸出環境の整備に係る取組についても国の財政支援の対象とすること。
- 3 農林水産物等の輸出にあたって、中国、韓国等の諸外国・地域が、科学的根拠に基づき、速やかに輸入規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、我が国の農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、信頼の回復を図ること。

また、検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件が設定されている品目で厳しい条件が課されているものについて、相手国への輸出解禁や輸出条件緩和を実現するため、ベトナム、台湾等アジア諸国・地域や米国等と積極的に

2 国間協議を行うこと。

なお、輸出解禁に伴い生ずる栽培地検査事務については、国が当該業務量相応の植物防疫官の人数を配置するとともに、必要な検査補助員を確保すること。

さらに、検査補助員を委嘱する際には、最低賃金法に定める金額以上の手当を支給できるよう、予算措置を講ずること。

4 日米貿易協定をはじめとする、いかなる国際交渉においても、協議内容や経済活動及び国民生活に与える影響などについて、国民に徹底した情報開示と丁寧な説明を行うこと。

特に農林水産分野については、農林水産物の重要品目の再生産が引き続き可能となり、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、必要な国境措置をしっかりと確保するとともに万全の対策を講じること。

5 外国人観光客の訪日を促進するため、フィリピン、ベトナムからの旅行者に対して、査証取得を免除するとともに、中国人観光客向け「数次査証」の発給対象となる地域として、本県を東北6県と同様に扱うこと。

地球温暖化対策の充実と地域社会と共生した 再生可能エネルギーの導入促進について

＜提案・要望先＞ 環境省、経済産業省

＜提案・要望の内容＞

パリ協定の目標達成に向け、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の基本理念である「2050年までの脱炭素社会の実現」のためには、国と地方自治体、事業者等多様な主体の連携を強化することが重要であります。

本県は温室効果ガス排出量の約6割が産業部門からの排出であり、その大部分は現在の技術では化石燃料からの脱却が困難な業種からの排出であることから、脱炭素社会を実現するためには、産業部門の抜本的なエネルギー構造転換が必要です。

また、再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度開始以降、本県では太陽光発電施設が急速に拡大し、全国第1位の導入量となっています。一層の普及促進のためには、適正な導入等とともに、地域の活性化につながる仕組みをつくる必要があります。さらに、国においては、地方公共団体が保有する施設を含む公共部門における太陽光発電の導入目標を設定し、地方公共団体における導入推進を図ることとしております。

つきましては、地球温暖化対策について、より積極的かつ具体的な施策の推進を図るとともに、地域社会と共生した再生可能エネルギーの導入を促進するため、下記事項について要望いたします。

記

- 1 県が実施する温室効果ガスの排出抑制策や気候変動の影響に対する適応策等に対し、技術的・経済的支援を行うこと。
 - (1) 地方公共団体や地域地球温暖化防止活動推進センターが行う、地域及び事業者向けの地球温暖化対策に関する普及啓発等の活動に対して、十分かつ継続的な支援を行うこと。
 - (2) 地方公共団体や地域気候変動適応センターが行う、地域における気候変動適応に関連する情報の収集・分析・提供等の活動に対して、十分かつ継続的な技術的・財政的支援を行うこと。

(3) 電力の完全自由化に伴い把握できなくなった小売電気事業者ごとの都道府県別電力需要実績をはじめ、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量の算定に必要な情報について、国の主導により開示する仕組みを作ること。

(4) 地方公共団体の保有する施設における、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入に対して、十分かつ継続的な財政的支援を行うこと。

2 地域社会と共生した再生可能エネルギーの導入を促進するための仕組み等を構築すること。

(1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）の認定を受けない再生可能エネルギー発電施設について、適正導入に繋がるよう、国による安全性の担保や、設備情報・導入容量の公表等、FIT法と同様の仕組みを構築すること。

(2) FIT法に基づく認定を行う際、地域の小売電気事業者が、発電した電気の一部を地域で活用することを認定要件とするなど、再生可能エネルギーの導入が地域の活性化につながるような仕組みを構築すること。

(3) 再エネ特措法に基づく太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度について、透明性および実効性を一層高めるとともに、同法の対象外となる PPA 方式等の設備についても、適切に廃棄等費用を確保できる仕組みを創設すること。
また、パネルリサイクル制度の法制化にあたり、着実なりサイクルの実施につながるよう実効性を担保すること。

(4) 洋上風力発電の導入において、主要な利害関係者が県域を越えて存在する場合の利害関係者との調整などに、国も主体的に取り組むこと。

次世代自動車の普及促進に向けた 急速充電インフラ整備の推進について

＜提案・要望先＞ 経済産業省

＜提案・要望の内容＞

令和5（2023）年10月に経済産業省より「充電インフラ整備促進に向けた指針」が策定されました。指針において、これまで令和12（2030）年までに15万口とされていた充電器の設置目標が30万口に倍増され、このうち、急速充電器については、現状の全国の設置数約9,000口に対して設置目標を3万口とすることや、平均的な出力を現状の約2倍の80kWまで引き上げることとされております。

一方で、高出力の急速充電器の設置には多額の費用負担が必要となること、維持費用が高額になること、一般的な充電器の耐用年数が8年程度とされていること等から、近年、国補助金が増額されておりますが、補助金を活用してもなお、設置者の負担が大きいという課題があります。

充電インフラの普及促進のためには、地方自治体や民間事業者が連携して公共施設や商業施設等に率先して導入することも重要であることから、電気自動車やプラグインハイブリッド車等の次世代自動車の普及促進に向け、急速充電インフラの整備を推進するため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

電気自動車の急速充電インフラ整備に係る補助制度について、上限額の撤廃や補助率の引き上げなど拡充を図るとともに、必要な予算の確保を図ること。

循環型社会形成の推進について

＜提案・要望先＞ 環境省、総務省

＜提案・要望の内容＞

本県は、循環型社会の形成を推進するため、プラスチック資源の分別収集の取組拡大を図るとともに、ケミカルリサイクルの事業化を目指す県内事業所等と連携し、より効果的・効率的な再商品化の実現を目指した取組を進めております。

また、金属スクラップ等の再生資源物については、屋外保管の適正化を図る条例を全国に先駆けて制定するなど、再生資源物の適正な循環利用を実現するための環境整備にも積極的に取り組んでいるところです。

しかしながら、これらの取組をより効果的に推進するためには、住民や事業者の理解促進はもとより、分別収集に係る市町村の負担軽減、外部からの目を意識することによる不適正保管の防止、悪質な事業者への抑止力の確保など、様々な課題を解消する必要があります。

つきましては、循環型社会の形成の推進を図るため、下記のとおり要望いたします。

記

1 プラスチック資源循環に必要となる財源の拡充

市町村が実施する製品プラスチックリサイクルに係る分別収集・再商品化の取組を促進するため、国による財政支援措置を拡充し、市町村の経費負担の軽減を図ること。

2 再生資源物の保管等の規制強化

再生資源物の保管等を規制するための法整備に当たっては、保管の状況を外部から確認できる構造とするなど本県独自の規定を踏まえた内容とし、対象事業場については遺漏がないよう規定するとともに、悪質な事業者への抑止力を確保するため、厳罰を科すことができる規定を設けること。

霞ヶ浦・北浦、涸沼に係る総合的な環境保全対策の 充実強化について

＜提案・要望先＞ 環境省、国土交通省

＜提案・要望の内容＞

本県は、霞ヶ浦をはじめとする豊かな湖沼環境を有しており、これまで、水質の浄化や生物多様性の保全など湖沼をとりまく環境問題に取り組んできたところでもあります。

霞ヶ浦については、5年毎に策定する「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」や、平成19（2007）年度に制定した「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」に基づき、平成20（2008）年度に導入した森林湖沼環境税を活用しながら、生活排水対策や農地、畜産対策を重点的に取り組んでいるところです。

その結果、流域の汚濁負荷量の削減は進んでいるものの、霞ヶ浦の湖内のCODは概ね横ばいで推移しており、依然として同計画に位置付ける長期ビジョンとは隔たりがあります。

また、令和6（2024）年度は11年ぶりに回収が必要となるアオコの発生がみられるとともに、令和7（2025）年度はフェンス設置等の河川への遡上防止対策が必要となる発生がみられており、今後も悪臭被害等を生じるようなアオコの発生が懸念されます。

このため、流域の負荷削減対策とともに、湖内対策にも一層取り組む必要があります。

一方、関東唯一の汽水湖である涸沼は、スズガモなどの多数のカモ類をはじめ88種以上の鳥類が確認されているほか、魚類ではニホンウナギ、昆虫類ではヒヌマイトトンボなどの絶滅のおそれのある種の生息が確認されており、平成27（2015）年5月には、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地として、そこに生息する動植物の保全と、その賢明な利用を促進することを目的とするラムサール条約へ登録されたところです。

つきましては、霞ヶ浦に係る環境を保全し、持続可能な利用を図るとともに、地域と一体となった涸沼の豊かな自然環境の保全と賢明な利用を通じた地域振興を図るため、下記事項について要望いたします。

記

1 湖内対策等の推進について

霞ヶ浦・北浦については、管理者である国において、水質浄化等のため次

の措置を講ずること。

(1) これまで実施してきたしゅんせつや覆砂などの試験結果を踏まえ、効果的かつ持続的な湖内対策に取り組むこと。

特に北浦は、湖内のCOD等が高いことから、流入負荷抑制施設を速やかに整備すること。

(2) 湖内湖浄化施設（ウェットランド）の整備を図るとともに、既存施設のモニタリング調査を実施し、必要に応じ堆積土砂の除去や施設改良を行うこと。また、環境や景観にも配慮した湖岸植生や砂浜の保全・再生に努めること。

(3) 巡回監視によるアオコの発生状況の確認を行うとともに、アオコの発生又はそのおそれがある場合は、速やかに、フェンスの設置による河川への遡上防止、ハンドスキマー等による回収、送水ポンプの運転による攪拌等を実施すること。また、送水ポンプ等は、老朽化がみられることから、更新等に向けた対応を早急に図ること。

2 水質保全意識の高揚等について

水質保全に関する知識の普及と意識の高揚を図るため、霞ヶ浦水質浄化のための各種対策の実施状況やその効果について、積極的な情報発信を行うこと。

また、県や市町村と連携し、県民や市民団体による水質保全活動を支援すること。

3 高度処理型浄化槽の設置促進について

富栄養化の原因である窒素・リンの除去能力が高い高度処理型浄化槽の設置を一層促進するため、今後も必要な予算を確保すること。

4 涸沼の保全と賢明な利用、それらを支える交流・学習を推進する拠点施設「涸沼水鳥・湿地センター」については、令和6（2024）年11月に開館したところであるが、国においては、全国で12カ所ある水鳥・湿地センター間の連携を図る仕組みを構築するなど、同センターの有効活用や地域の活性化に向けた地元自治体の取組を支援すること。

医療保険制度の見直しについて

<提案・要望先> 厚生労働省

<提案・要望の内容>

医療保険制度については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき国民健康保険制度の改革をはじめとした見直しが進められてきたところであるが、住民生活をはじめ、都道府県の財政や組織体制等地方自治に極めて重大な影響を及ぼすものであることから、今後も国においては地方の十分な理解を得た上で医療保険制度の改革等を着実にを行うことについて、下記のとおり要望いたします。

記

国民健康保険制度については、高齢化の進展等に伴う医療費の伸びや、「子ども未来戦略」に基づき令和8（2026）年度に創設された「子ども・子育て支援金制度」等により、被保険者の負担の増大が見込まれることから、将来にわたり持続可能な制度となるよう、国が責任を持って、保険料負担の平準化や都道府県への財政支援策等を講じ、医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図ること。その際、平成27（2015）年1月13日社会保障制度改革推進本部の決定に基づく財政支援について、今後も国の責任において確実にを行うこと。

また、子どもに係る均等割保険料の軽減措置については、対象となる子どもの範囲を高校生年代まで拡充する方向性が示されたが、子育て世代の負担軽減という制度の趣旨に則り、軽減割合のさらなる拡充を図ること。加えて、地方単独事業による医療費助成に係る国庫負担の減額調整措置の廃止等、国保基盤強化協議会において地方が提案している方策の実現を図ること。

後期高齢者医療制度については、しっかりとした将来推計による財政試算のもと、安定的な運営ができる制度とすること。

これらの制度改革に際しては、地方の意見を十分に尊重し、新たな地方の負担が生じることのないようにすること。

医薬品の安定供給について

＜提案・要望先＞ 厚生労働省

＜提案・要望の内容＞

一部の後発医薬品製造業者が製造管理及び品質管理体制の不備により医薬品医療機器等法に基づく処分を受けたことを発端に、令和3（2021）年度以降、医薬品の製造中止や出荷の調整・停止が相次いで生じました。

こうした状況を受け、令和7（2025）年度には、医療法の改正により、医療上重要な医薬品の増産指示に際して必要な財政支援が可能となったほか、薬価改定において最低薬価の引き上げが実施されました。さらに、医薬品製造業者における品目統合や、不採算品目の整理により、限定出荷等の医薬品の割合は減少傾向にあるところです。

しかしながら、医療現場からは未だに需要の高い医薬品が届かないとの声が聞かれるなど、医薬品の供給不安は依然として課題となっております。

そのため、医療現場に必要な医薬品が確実に供給されるよう、医薬品の安定供給確保対策を講じていただきたく、下記について要望いたします。

記

- 1 医薬品の品質確保のため、引き続き、国が主導的に各企業に対し、製造管理及び品質管理体制の徹底を指導すること。
- 2 医薬品の安定供給確保の観点から、引き続き、薬価制度の見直しを行うほか、医薬品の供給不足を未然に防ぐため、国が増産等要請を行う体制について、より実効性の高い運用を検討すること。

A E Dの普及・啓発について

<提案・要望先> 厚生労働省、総務省

<提案・要望の内容>

突然の心停止などの救急事案が発生した際には、病院搬送前の救命措置が重要ですが、A E Dの使用実績は5%前後と全国的にも低いままです。

また、県内のネットリサーチでは、8割の人がA E Dは音声案内にしたがってだれでも使用できることを知っていますが、そのうち「A E Dを実際に使用できる」と考えているのは約4割に留まっており、A E Dの使用には結びついていないのが現状です。

このため、子どもから大人まで、国民誰もが適切な救命措置ができるよう、学校現場においては、小学校でもA E D講習の義務化など、発達段階に応じた教育の実施や、大人についても職場での救命講習の実施など、積極的な対応が求められております。

また、近年、アプリを活用し、救急現場にA E Dを届ける取組等が開始されていますが、アプリを有効に活用するためには、アプリの登録者数を増やすだけでなく、A E Dの登録情報を正確に示すマップの整備が必要です。A E Dマップについては、現在、各団体や各都道府県が個別に整備しており、登録数や登録情報が分散し、緊急時に必要なA E Dの設置場所に速やかにアクセスできないという課題があります。

このため、A E Dの普及・啓発を図るため、下記事項について要望いたします。

記

- 1 大人も子どもも県民誰もが心肺蘇生法やA E Dといった救命措置が適切にできるよう、自治体や企業、学校が実施する救命講習等の各種取組の支援を行うこと。
- 2 医療情報ネット同様、国が主体となってA E Dマップの統一を行い、一元管理を図ること。

介護保険制度の見直し等について

<提案・要望先> 厚生労働省

<提案・要望の内容>

介護サービス利用者の増加とともに、介護給付費も増加しており、県や市町村など地方公共団体の財政圧迫をはじめ、様々な制度運用上の課題も生じてきております。また、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22（2040）年に向け、高齢社会を支える人材や施設不足の解消も喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、介護保険制度をより持続可能なものとするため、地方の意見を聴き、それを適切に反映させるよう下記のとおり要望いたします。

記

- 1 将来にわたる介護保険制度堅持のため、全国レベルでの自立支援・重症化防止施策の構築や、介護サービスの適切な利用の徹底など介護給付費の適正化を強く推し進めるとともに、今後、高齢者数の増加や在宅医療と介護の連携の推進等に伴い、介護給付に係る需要がさらに増大し、給付費の急激な増嵩が見込まれることから、被保険者や地方の負担増につながらないよう十分な財政措置を講ずること。
- 2 介護人材の不足が課題となっている中、地域医療介護総合確保基金（介護分）について、地域の実情に応じて、柔軟に活用できるよう見直しをするとともに、将来にわたり十分な財源を確保すること。
また、次期介護報酬の改定においても、介護職員等のさらなる処遇改善につながる措置を講ずること。

医師等医療従事者の偏在対策について

＜提案・要望先＞ 厚生労働省、文部科学省

＜提案・要望の内容＞

本県の医師偏在指標は全国平均を大きく下回り、二次保健医療圏単位で見ても9医療圏のうち8医療圏が全国平均を下回っており、さらに6医療圏が医師少数区域となっております。

また、診療科別で見ても、小児科や産婦人科はもとより、内科及び外科等の基本的な診療科においても、全県的に医師が不足するなど、本県の医師不足は極めて深刻であります。

厚生労働省では、令和11(2029)年頃には全国で医師の需給が均衡すると推計し、医師の養成数を抑制する方針をとられている中、財政制度等審議会の財政制度分科会では、医学部定員の削減について提言がなされております。しかしながら、医師の働き方改革や女性医師数の増、医療の高度専門化により医師を取り巻く状況は先行きが不透明な状況であり、また、深刻な医師不足の状況にある地方においては、先般の新型コロナウイルスのような新興感染症が発生した場合には、医療現場の崩壊を招きかねないことから、これらを踏まえた需給推計の検証や対策が必要です。

さらに、これまで臨床研修や専門研修の定員にシーリングを設定するなどの偏在対策が講じられてきたものの、依然として大都市部と地域における医師の偏在は顕著であり、その差が縮まらない状況にあります。国においては、令和6年12月に医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージを示されたところですが、地域ごと・診療科ごとに真に必要な医師数を算定した上で定員を設定するなど、既成概念にとらわれない抜本的対策を講じる必要があるものと考えております。

また、医師のみならず、看護師その他の医療関係職種（歯科衛生士や歯科技工士、理学療法士、言語聴覚士など）についても、タスク・シフト／シェアが推進されているなか、医療機関において、重要な役割を担っており、確保及び偏在対策の重要性が一層高まっていることから、各都道府県が地域の実情に応じて必要な対策を柔軟に実施できる環境整備が求められています。

以上のことから、下記のとおり要望いたします。

記

1 医師需給推計等の検証について

(1) 実効性ある医師偏在対策を講じるためには、現在の医師数を正確に把握す

ることはもとより、地域の医療提供体制の確保に必要な医師数を明らかにすることが不可欠である。このため、医師偏在指標の算定基礎となる医師・歯科医師・薬剤師統計について、届出漏れ等が生じることのない仕組みを整備し、その正確性を確保すること。

- (2) 働き方改革や女性医師数の増、医療の高度専門化など、今後の医師を取り巻く状況の変化を考慮するとともに、新型コロナウイルスのような新興感染症や大規模災害などが発生した場合においても適切な医療が提供できる医師数となるよう、地域医療のあり方や医療機関に求められる機能・役割を抜本的に見直した上で、医師需給推計の検証を行っていくこと。

2 医師偏在の是正に向けた対策について

- (1) 医師不足や医師偏在を改善し、地域医療を維持することを目的とする地域枠制度を継続するとともに、医学部定員削減の検討に当たっては、医師少数都道府県が設置している地域枠の定員は、削減対象外にするなど、地域偏在に十分配慮すること。

- (2) 医学部定員削減を進める場合は、国において、地域ごと・診療科ごとに真に必要な医師数を算定したうえで定員を設定するとともに、地域間・診療科間における医師の偏在是正を実現するための実効性のある強力な対策を講じること。

- (3) 地域及び診療科の医師偏在解消に向け、診療報酬における対策として、過重な負担がかかる医師不足地域の拠点病院の勤務医や政策的ニーズの高い又は高度な医療技術を必要とする医療分野に従事する医師個人へのインセンティブ（ドクターフィーの導入など）を設定するなど、抜本的な対策を講じること。

また、専門研修においては、激減緩和措置としてシーリング対象外の都道府県で一定期間の研修を行う連携プログラムが設けられているが、都市部の募集定員が実質的に維持・固定化する懸念もあることから、専攻医募集定員に係るシーリングの厳格な運用など、医師養成課程における偏在対策を強化すること。

- (4) 大学が地域医療の確保・充実に対する責務を果たすため、地域医療を担う医師の養成や医師が不足している医療機関・診療科への医師派遣などに主体的に取り組むよう、国が責任を持って大学への指導を徹底するとともに、関

連制度の着実な運用とさらなる充実を図ること。

3 医療従事者確保対策に係る財政的措置について

医師のみならず、看護師その他の医療関係職種についても、確保及び偏在対策が今後一層重要となることを踏まえ、各都道府県が地域の実情に応じて必要な対策を実施できるよう、地域医療介護総合確保基金について、幅広い医療従事者を対象とする施策に柔軟に充当できるようにすること。

福祉人材確保のための職員の処遇改善等について

＜提案・要望先＞ 厚生労働省、こども家庭庁、文部科学省

＜提案・要望の内容＞

少子高齢化が進展し労働力人口が減少する中、福祉サービスの維持に向けては、福祉人材の確保・定着が重要であり、そのためには、更なる処遇改善を図る必要があります。

また、介護・障害・保育・児童福祉施設は、食材費や光熱費等の高騰により大きな影響が生じ、厳しい経営を強いられていることから、物価高騰への対策を講じる必要があります。

施設の運営費が、国の定める公的価格により措置されていることを踏まえると、職員の処遇改善や物価高騰への対応は、国が統一して対応すべき課題であります。

地方自治体が独自に財政負担を行う必要のない給与水準となるよう、また施設が利用者に安心・安全で質の高い福祉サービスを提供できるような公的価格となるよう、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 介護・障害福祉・児童福祉施設の職員や保育士等の給与が他の業種と比較し十分な水準となるよう、更なる給与の底上げを図ること。その際には、給与水準が高い都市圏等に地方の人材が流出することのないよう、十分配慮すること。
- 2 介護・障害福祉・児童福祉施設の職員や保育士等の処遇改善に必要な財源は、国が責任を持って必要な額を確保すること。
- 3 介護・障害・児童福祉・保育施設が安定的に事業を継続できるよう、介護報酬等の公的価格に物価高騰の影響を適時適切に反映すること。

地域公共交通維持確保に向けた取組について

＜提案・要望先＞ 国土交通省

＜提案・要望の内容＞

鉄道、バス、タクシーなどの公共交通は、地域住民の日常の移動手段として、また、交流人口を支える社会基盤として、大変重要な役割を果たしており、地域住民の生活を守り、地域間交流を促進するため、公共交通の維持確保は、喫緊の課題となっております。

しかしながら、モータリゼーションの進展や少子高齢化・人口減少の進行を背景に公共交通の利用者は減少傾向にあり、地域鉄道や路線バスの廃止が相次いでいるほか、市町村では、高齢者や高校生等の移動手段を確保するため、コミュニティバス等の運行等により財政負担が増加し、また、公共交通の担い手である運転者不足も深刻な状況となっているなど、公共交通の維持確保は、現在、極めて厳しい状況に置かれております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたテレワークの普及など、ライフスタイルの変化による利用者減少に加え、今般の資材不足や原材料・原油価格の高騰は経営を圧迫し続けており、経営環境は厳しさを増しております。

つきましては、交通事業者が持続的な事業活動を展開できますよう国の総力をあげて支援を行うとともに、地域住民の多様なニーズに対応した、安全・安心な公共交通の維持・確保を図るため、下記事項について特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 バス及び鉄道事業者の経営を支援し、地域公共交通の維持確保及び改善を図るため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金等について、以下の2点に留意して必要な予算を確保すること。

(1) バス

地域特性や実情に応じた最適な生活交通を維持・確保することを支援するため、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について、運行実績に応じて十分な補助が行われるよう、必要な予算を確保するとともに、輸送量などの補助要件の緩和を行うこと。

(2) 鉄道

鉄道輸送の安全性及び利便性向上を支援するため、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業をはじめとする関連施策について、必要な予算を確保すること。

特に、「車両検査」や「貨物機関車の改良更新」にかかる費用については、十分な予算配分が行われていないことから、必要な予算を確保すること。

また、「社会資本整備総合交付金」については、令和5（2023）年度から「地域公共交通再構築事業」が創設されたとともに、「都市・地域交通戦略推進事業」が拡充されたところであるが、地域の実情に応じた公共交通維持・活性化の取組が着実に実現できるよう、必要な予算を確保すること。

- 2 公共交通の担い手の不足が顕著であるため、運転手不足の解消に向けて、バス、タクシー事業者に対する二種免許取得費用の支援を継続するとともに、特定技能外国人の受入れに向けた環境整備など、必要な予算を確保すること。さらに、タクシー運転手の二種免許制度の抜本的な改正など社会情勢の変化に対応した見直しを進めること。
- 3 原油価格の高騰や運転手不足等により、打撃を受けている交通事業者の経営の安定と事業継続を図り、公共交通の維持・確保ができるよう、既存補助事業の補助率の嵩上げや交通事業者に対する新たな支援制度の創設を図ること。
- 4 利用者の利便性向上のため、交通情報のオープンデータ化の推進や交通系ICカード等キャッシュレス決済の導入や、脱炭素社会に向けたEV車両の導入等、公共交通のDX・GXが円滑に進むよう、必要な予算を確保すること。

高病原性鳥インフルエンザ防疫対策に係る財政措置等の 見直しについて

＜提案・要望先＞ 農林水産省、総務省

＜提案・要望の内容＞

高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生した際に実施する殺処分等の防疫措置は、本来、養鶏業者等の家畜の所有者が行うものとされているところですが、実際は、県職員などが主体となって行っているのが現状です。

近年、大規模農場での発生が増加しており、その防疫措置にあたり、作業者の人数、投入される資材の量は膨大となり、想定外の多額の財政需要が生じております。

また、家畜保健衛生所を始めとした農林関係職員のみならず、一般事務を担当している多くの本県職員が、24時間体制で何日間にも渡って複数回、防疫作業に従事している状況にあり、従事した職員に支給する時間外勤務手当、特殊勤務手当等にも多額の財政負担が生じております。

さらに、県においては、迅速に防疫措置を開始するために必要な資材を一定量備蓄しておりますが、大規模農場での発生や続発にも対応できる多量の資材の備蓄は困難です。業者における製造や供給が間に合わない場合は、都道府県間で備蓄資材を融通するなど調達に苦慮している状況となっております。

については、地方自治体の防疫措置に対する財政措置の拡充と養鶏業者自らが財源を確保するための仕組みの整備及び迅速な防疫措置に必要な十分な資材を国が備蓄する体制の整備について、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 国は、発生都道府県における負担の増加を考慮し、国庫補助率の引上げや地方財政措置の拡充などの国の財政支援を激甚災害と同程度まで引き上げるとともに、本病発生時の殺処分等の負担を軽減するための分割管理の導入に係る施設整備等に対する支援措置を拡充すること。また、防疫措置に従事した自治体職員の時間外手当や特殊勤務手当などの人件費について、国交付金等の支援対象とする、ないしは、特別交付税の算定対象に加えるなどの見直しを行うこと。

2 国は、養鶏業者の団体に対し、団体自らが基金を積み立てて人件費や資材費等防疫措置に必要な財源を確保する仕組みを整備するよう促すこと。

なお、当該仕組みについて、大規模養鶏業者に対し基金への加入を義務付ける内容とすること。

3 大規模農場での発生や続発が複数都道府県で発生した場合においても、迅速な防疫措置を途切れることなく確実に実施できるよう、国は、十分な資材を備蓄する体制を整備すること。

水資源開発事業の推進について

<提案・要望先> 国土交通省

<提案・要望の内容>

水害に強い安全・安心なまちづくり及び水資源の確保による快適で質の高い生活環境づくりを推進するため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 霞ヶ浦導水事業については、霞ヶ浦・桜川（千波湖）の水質浄化、新規都市用水の確保、渇水対策の観点において必要不可欠であるため、徹底したコスト縮減を図るとともに、早期完成に向けて工期短縮に努めること。
また、工期内であっても完成した施設から試験的にでも活用するなど早期の効果発現に努めること。
- 2 思川開発事業については、治水・利水の両面から必要不可欠であるため、徹底したコスト縮減を図るとともに、工期内完成を厳守すること。

神栖市におけるヒ素汚染対策について

＜提案・要望先＞ 環境省、農林水産省、消費者庁

＜提案・要望の内容＞

神栖市におけるヒ素汚染事案については、平成 15（2003）年の閣議了解及び閣議決定に基づき、国において健康被害者に対する支援策をはじめ、地下水浄化処理などの各種対策が講じられているところでもあります。

これらの対策のうち、平成 15（2003）年度から実施されている健康被害に係る緊急措置事業については、令和 5（2023）年 6 月に、令和 11（2029）年 3 月までの事業継続が決定され、また、平成 20（2008）年度から実施された高濃度汚染対策事業については、当初からの目標であった A 井戸周辺の有機ヒ素化合物の約 90 パーセント以上が除去されるなど、一定の進展が見られたところでもあります。

しかしながら、依然として地下水中からは有機ヒ素化合物が基準を超えて検出され、また、汚染ほ場においては米の作付自粛を余儀なくされており、地域住民の不安が払拭できない状況にあります。

一方、平成 24（2012）年 5 月に公害等調整委員会からヒ素汚染がもたらした被害に係る責任裁定がなされ、県は、被害者の置かれている状況を考慮し、和解により問題の早期解決を図っておりますが、被害者は、今後とも国の支援を強く望んでいるところでもあります。

つきましては、国として適切な対策が講じられるよう、下記事項について要望いたします。

記

1 神栖市におけるヒ素汚染については、健康被害の発症メカニズム、治療法等を含めた病態の解明や住民の健康不安の解消には至っていないため、緊急措置事業を引き続き実施すること。

また、有機ヒ素化合物の人体影響及び治療方法について、調査研究を継続的に進めるとともに、被害者の方々の意向を踏まえ、長期的な健康管理体制を確立すること。

2 安全基準の指標として、米に含まれる有機ヒ素化合物の指針値（一日許容摂取量など）を早急に策定すること。

また、指針値に基づき、有機ヒ素化合物の農地土壌や農業用井戸水（地下

水) に対する基準値を定めるとともに、作付けが早期に再開できるよう有機ヒ素化合物の減衰促進のための対策を実施すること。

- 3 地下水中の有機ヒ素化合物の存在の状況を確認するため、引き続き十分なモニタリングを実施すること。

有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進について

＜提案・要望先＞ 環境省、農林水産省、内閣府

＜提案・要望の内容＞

有機フッ素化合物（PFAS）は、その性質から様々な用途に使用されてきたが、その一つである PFOS 及び PFOA は、環境や食物連鎖を通じて人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されている。

本県では一部の公共用水域や地下水で要監視項目の指針値を超えて検出されるとともに、地下水を水源とする飲料水からも水道法における水質基準値を超えて検出されており、適宜実施している周辺調査や周知など、地方公共団体が行う取組に係る財政的な負担も大きい。

国は令和 6（2024）年 11 月に「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き（第 2 版）」を取りまとめ、指針値を超えて検出された場合の対応等について示しているが、排出源特定の具体的な手段については示しておらず、本県において、原因の特定には至っていない指針値の超過事例が存在する。

また、国は令和 5（2023）年 7 月に「PFAS に関する今後の対応の方向性」をとりまとめ、環境モニタリングの強化や、農畜水産物の調査に取り組んでいるが、PFAS の健康影響に関する科学的知見や存在状況、分析方法及び対策技術の情報等が十分ではなく、国民の健康影響等への不安を払拭するには至っていない。

こうしたことを踏まえ、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 PFAS について、引き続き国内外の健康影響に関する知見の集約に努めるとともに、血中濃度と健康影響の関係性の研究を推進するなど、新たな知見について、速やかに情報提供すること。
- 2 公共用水域及び地下水に係る調査結果の一体的な解析・研究を進め、健康への影響に係る知見に応じた公共用水域及び地下水に係る評価指標の取扱いを早急に確立すること。
- 3 環境中で PFOS 及び PFOA による汚染が発見された場合における科学的知見（環境中の挙動等）等に基づく排出源特定のための調査や汚染の拡散防止策等について、具体的な方法を早急に示すとともに、地方公共団体等が行う取組に対し、十分な財政措置や技術的支援を講ずること。

- 4 土壌汚染の状況を踏まえ、土壌に係る評価指標及び土壌汚染対策（未然防止及び浄化対策）の検討を進めること。また、令和5（2023）年7月に示された土壌中のPFOS及びPFOAの暫定測定方法の精度の検証等を引き続き行った上で、測定方法を確立すること。
- 5 公共用水域や地下水のPFOS及びPFOAによる汚染が確認された場合において、その周辺の事業場・工場の設置者や土地所有者等（以下「事業場の設置者等」という。）が、排出源特定のために国や地方公共団体が行う調査に協力する制度を構築すること。また、事業場の設置者等が、地下水等の調査において汚染を確認した場合に地方公共団体へ迅速に報告を促す制度や、排出源であった場合に浄化対策やばく露防止対策を行う制度の構築を検討すること。
- 6 PFASの農畜水産物への蓄積及びそれを介した人への健康影響について、引き続き調査するとともに、評価指標の検討など必要な対策を講じること。また、調査に関連する情報の発表に際しては、農畜水産物に対する過度な不安や風評被害が生じないように、十分に配慮すること。

安全安心を実感できる「いばらき」の確立について

＜提案・要望先＞

警察庁、総務省、財務省、国土交通省

＜提案・要望の内容＞

本県警察では、「安全安心を実感できる『いばらき』の確立」を業務運営の指針として、県民の生活を犯罪から守るための取組を始め、総合的な交通安全対策、多様化する脅威への対策等、様々な対策を講じてきました。

こうした対策などにより、県内の刑法犯認知件数及び交通事故死者数は減少傾向を示しましたが、一転して令和3（2021）年からは増加基調で推移しています。また、依然として人口当たりの刑法犯認知件数は全国の中でも高い水準にあるほか、最近では特殊詐欺や住宅侵入窃盗の多発、交通事故発生件数の増加といった状況も見られるなど、本県の治安情勢は、予断を許さない状況にあります。

このような厳しい治安情勢の中、本県警察は全国に比して警察官1人当たりの業務負担が高いことから、先端技術の活用による業務の高度化・効率化を図りつつ、増員による人的基盤の強化をする必要があります。また、複雑化・多様化する犯罪に的確に対処するための捜査支援資機材の整備・拡充、安全で快適な交通環境を構築するための交通安全施設の整備、大規模災害等の緊急事態に適切に対処するための資機材の整備・拡充など、様々な治安上の課題への対応に万全を期す必要があります。

以上のことを踏まえ、本県警察が今後の日本社会の変化に適応し、県民が安全安心を実感できる「いばらき」を確立するため、下記事項について特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 警察基盤を強化するため、警察官の増員（地方警務官の増員を含む。）や警察車両の整備・拡充を図ること。
- 2 警察業務の高度化・効率化を図るため、AIを始めとした先端技術やシステムの開発及び導入に係る経費の予算措置を図ること。
- 3 犯罪の複雑化・多様化に的確に対応するため、高速自動車国道における自動車ナンバー自動読取装置の整備・拡充を図ること。

- 4 サイバー事案や匿名・流動型犯罪グループ等の新たな治安課題に的確に対処するため、高性能パソコン等の配備及びデジタル機器を解析する捜査資機材の整備・拡充を図ること。
- 5 安全かつ快適な道路交通環境を整備するため、特定交通安全施設等整備事業の充実を図ること。
- 6 大規模災害対策を強化するため、災害対策用装備資機材、多数死体取扱用資機材の整備・拡充を図ること。
- 7 運転免許の取得環境の向上を図るため、技能試験車両の整備・拡充を図ること。

犯罪・性暴力被害者支援の充実について

<提案・要望先> 内閣府、警察庁

<提案・要望の内容>

犯罪・性暴力被害者支援の更なる充実を図るため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 犯罪被害者等の被害直後の経済的負担を軽減するための支援について、犯罪被害者等の居住自治体に関わらず等しく受けられるよう、国において全国一律の制度を整備すること。
なお、全国的な制度創設までの間、地方自治体が地域の実情に応じて実施する犯罪被害者等に対する経済的支援について、国において財政的支援を講ずること。
- 2 性暴力等被害者が検査及び処置等の医療を受診する際の医療費の公費負担について、国負担率は、相談センターの運営費補助と同等（国：1/2、県：1/2）以上とすること。
- 3 令和3（2021）年10月1日に開設された夜間休日対応コールセンターを引き続き設置すること。

産業廃棄物の不適正処分への対応に向けた法整備について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、環境省

＜提案・要望の内容＞

本県における不法投棄の新規発生件数は、令和2（2020）年度以降減少傾向にあります。道路脇や人目につきにくい場所に、散発的に建設系廃棄物等を投棄する、いわゆる「ゲリラ投棄」が7割を占める状況となっております。

また、解体工事業者が、家屋解体工事等に伴い生じた廃棄物を保管と称して長期にわたって自社の資材置場等に大量に放置する不適正保管が大きな社会問題となっているほか、多額の費用を要する大規模な行政代執行の事案も発生するなど、対応に苦慮しているところです。

こうした不適正事案へ対処するには、措置命令などの行政処分が不可欠ですが、被処分者の住所等送達すべき場所が知れない場合における命令書等の送達において、民事訴訟法第110条第1項による公示送達の行使を裁判所から断られる事例が生じているなど、迅速な行政処分の実施に支障が生じております。

本県においては、市町村や警察など関係機関と連携し、指導・監視体制の強化を図りながら、不適正処分の未然防止や拡大防止に積極的に取り組んでおりますが、近年の不適正処分事案は、極めて悪質・巧妙化しており、十分な対応が困難な状況にあることから、国民の安全で安心な生活環境が確保できるよう、下記について特段の措置を講じることを要望いたします。

記

1 廃棄物処理法の罰則強化等について

(1) 産業廃棄物処理基準に違反する行為のうち、特に悪質な行為に対する直罰規定を設けること。

また、改善命令に違反した者に対する罰則規定についても、十分な抑止力となるよう、罰則を強化すること。

(2) 解体工事業者等の事業場外における産業廃棄物の保管に関する届出の面積要件（300㎡以上）を撤廃し、併せて届出義務違反に対する厳罰化を図ること。

(3) 不法投棄等違法現場の拡大防止には、当該現場の入口やその取り付け道路を封鎖することが有効なことから、違法現場の土地の貸主や周辺道路の管理者等に対し協力が得られるよう、封鎖への協力義務を明記すること。

(4) 不適正処分の行為者が所在地を転々とする等により、行政との接触を避ける場合であっても、廃棄物処理法に基づく命令を迅速かつ安定的に行うため、十分な調査を行ってもなお行為者の所在等を把握できないような場合には、公示送達による行政処分が可能であることを廃棄物処理法に明記すること。

2 建設リサイクル法の罰則強化等について

(1) 建設系廃棄物の発生元である解体工事の適正化を一層促進し、もって不法投棄の抑制を図るため、建設リサイクル法における解体工事業者の無登録営業に係る罰則を強化すること。

(2) 同法における登録取消要件に廃棄物処理法違反を加えること。

土砂等の不適正処分への対応に向けた法制度の拡充について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、環境省、警察庁

＜提案・要望の内容＞

建設工事等から発生する土砂等については、無許可で土砂等を野積みし崩落が発生する事例や、あるいは持ち込まれた土砂等が高アルカリ性を呈するために周辺の立木が枯れてしまう事例が発生しております。

そのため、本県では、いわゆる「残土条例」により土砂等の埋立て等を規制しておりますが、条例で定められる罰則には上限（２年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）があるため、適正処理の徹底に限界があります。

国においては、危険な盛土等について、「宅地造成及び特定盛土等規制法」において法制化による全国統一の基準・規制を設けましたが、埋め立て等に起因する問題は危険な盛土等による災害発生のおそれのみならず、高アルカリ性を呈する土砂等による埋立て等や、他人の土地に対する無承諾の土捨て行為など、生活環境保全上の問題もあるところです。

本県においては、市町村や警察など関係機関と連携し、指導・監視体制の強化を図りながら、不適正処分の未然防止や拡大防止に積極的に取り組んでおりますが、近年の不適正処分事案は、極めて悪質・巧妙化しており、十分な対応が困難な状況にあることから、国民の安全で安心な生活環境が確保できるよう、下記について特段の措置を講じることを要望いたします。

記

- 1 危険な盛土等による災害発生のおそれのみならず、埋立て等による生活環境保全上の問題にも対応する規制とすること。
- 2 無許可行為や命令違反等に対しては、罰則に加え、建設業法、廃棄物処理法及び道路交通法などの関連法の許可取消要件とし、実効性を担保すること。
- 3 問題となる土砂等は廃棄物混じり土や不適正処理された改良土であることも多いため、国土交通省及び環境省が情報共有を行う仕組みを構築すること。
- 4 公共工事のみならず、民間工事を含むすべての工事において、指定利用等の原則実施を義務付けること。

災害に強い体制づくりについて

＜提案・要望先＞ 国土交通省、文部科学省、総務省、内閣府、経済産業省

＜提案・要望の内容＞

近年、我が国では、地震、台風、豪雨等のこれまで経験したことの無い事象により、重要インフラの機能に支障をきたすなど、国民の生活や経済に多大な影響が生じております。

このような自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化の取組の重要性はより一層増しております。

また、高度経済成長期以降に建設された重要インフラの老朽化が加速度的に進行しており、将来にわたりその機能を発揮できるよう、計画的かつ効率的な老朽化対策を推進することも、喫緊の課題となってきています。

こうした中、国においては、令和7（2025）年6月に「第1次国土強靱化実施中期計画（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）」を策定し、施策の一層の重点化や府省庁の枠を超えた施策連携強化型の国土強靱化を推進することで、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めております。

本県においても、重要なインフラ等の緊急に実施すべきハード・ソフト対策を集中的に進めているところでありますが、全国的にみますと、令和6年能登半島地震や大規模な風水害、埼玉県八潮市における道路陥没事故などが発生しており、頻発化・激甚化している自然災害に対する抜本的な対策やインフラの老朽化対策としては、十分といえないことから継続した国の支援が不可欠です。

政府においては、県民が安全・安心な生活を送れるよう、以下の事項についてさらなる御配慮をお願いいたします。

記

1 激甚災害制度について

激甚災害制度の適用にあたっては、令和元年東日本台風など、大規模かつ甚大な被害をもたらす災害においては、国において速やかに本激指定を行うこと。

また、同一災害による激甚災害の指定を受けた際の中小企業等への補助制度は、被害額の積み上げに応じて、活用可能な補助金や運用等が都道府県間で異なっていることから、今後の災害においては等しく支援を受けられる制度を創設すること。

2 被災中小企業への支援について

被災中小企業の支援については、激甚災害に指定された場合は手厚い支援が講じられる一方で、指定されない場合は、小規模事業者支援推進事業費補助金（いわゆる「自治体連携型補助金」）が適用される可能性がある。

本補助金においては、令和6年度補正予算から局激指定時の補助対象に中小企業が追加され、令和7年度補正予算からは補助上限額が被害の程度に応じて5～40億円に引き上げられたものの、指定されない場合の補助上限額については1億円が維持され、被害額に対して過少となる場合が多く、かつ補助対象も小規模事業者のみに留まり、被災中小企業が、その被災状況に応じて等しく支援を受けられる制度とはなっていない。

そのため、補助上限額を撤廃し、個別の被災状況は中小企業と小規模事業者で何ら変わりがないことから、激甚災害の指定の有無にかかわらず、中小企業も支援の対象とする制度を創設すること。

3 被災者生活再建支援法の制度改正について

被災者生活再建支援法の適用にあたっては、市町村の区域にとらわれることなく、同一災害の被災者が等しく支援を受けられるよう適用条件を緩和すること。

また、被災者の生活再建が早期に図られるよう、住宅建設費用等の増嵩を踏まえ支援金の上限額を引き上げるとともに、支給対象となる被災世帯を全ての半壊世帯まで拡大すること。

さらに、これらの財源を確保するため、被災者生活再建支援基金への国庫補助の割合を引き上げるなどの措置を講じること。

4 避難所の生活環境改善に係る支援について

能登半島地震の教訓を踏まえ災害関連死を防ぐため、避難所の生活環境の改善に資する資機材の購入や学校体育館等への空調整備などに必要な予算・財源を確保すること。

5 緊急防災・減災事業債の恒久化及び拡充について

引き続き防災・減災対策を推進するため、令和12（2030）年度まで5年間延長された緊急防災・減災事業債について、恒久化及び対象事業のさらなる拡充を行うこと。

6 「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく予算・財源の確保について

令和7（2025）年6月に策定された「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るために必要な予算・財源については、今後の物価高や賃金水準の上昇等を適切に反映した規模とし、通常予算とは別枠で確保すること。

7 インフラ施設の耐震化・老朽化対策等の推進について

インフラ施設の耐震化・老朽化等に係る対策を推進するため、十分な予算の確保・補助制度の拡充等を行うこと。また、インフラの管理を効率的・効果的に実現するための技術開発を推進すること。

特に、上下水道施設については、令和6年能登半島地震、埼玉県八潮市における道路陥没事故を踏まえ、今後、耐震化及び老朽化対策等を加速させていく必要があるが、人口減少に伴う料金収入の減少により、上下水道事業者の経営環境は厳しさを増していることから、必要な予算を安定的に確保すること。

また、水道については、災害対策や広域連携を推進するため、水道施設の整備等に係る国の交付金制度について、補助率の引上げや採択要件の緩和など、制度の拡充を行うこと。

なお、下水道については、施設の統廃合が難しい特性があることから、広域連携を推進しない下水道管理者が不利益を被ることのないよう制度設計を行うとともに、人口減少やインフラの老朽化を踏まえ、市町村が管理する下水道の一部を浄化槽へ転換するなど汚水処理システムの最適化に向けた検討を進めること。

8 防災教育の充実について

東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育の実践及び充実を図るため、学校の防災力強化のための事業を継続すること。

9 感震ブレイカーの設置促進について

全国的に普及を進めるため、著しく危険な密集市街地を有する地方公共団体に限定して実施している国の支援事業について、対象地域を拡充するなど、財政支援措置を講じること。

10 大規模林野火災に備えた多様な技術の活用・開発について

大規模林野火災の発生に備え、延焼拡大リスクを評価できるシミュレーション技術や広範囲の炎や熱を検知し判別する技術などの研究開発を着実に推進すること。

頻発化・激甚化する洪水への防災・減災対策の加速化について

＜提案・要望先＞ 国土交通省

＜提案・要望の内容＞

令和元年東日本台風による記録的な大雨等により、本県においては、那珂川や久慈川などの本川のみならず、本川から支川へのバックウォーターなどにより多くの河川で堤防の決壊や越水があり、死者2名・行方不明者1名、負傷者20名の人的被害のほか多くの家屋が全壊・半壊や床上・床下浸水の被害に遭うなど甚大な被害が発生しました。

また、令和5（2023）年9月に発生した台風第13号においては、線状降水帯の発生により県北沿岸部を中心に観測史上最大となる雨量が観測され、県内各地で甚大な被害がもたらされました。

このため、県及び関係市町村におきましては、国の支援を受けながら、総力を挙げて復興に取り組んでいるところでありますが、今後の大規模洪水に対応するため、流域のあらゆる関係者が連携して、流域全体で取り組み、防災・減災の加速化を図っていくことが不可欠であります。

そこで、下記の事項について特別の御配慮をお願いいたします。

記

1 流域治水対策を推進するための予算の確保について

頻発化・激甚化する風水害・土砂災害リスクの増大に備えるため、「流域治水」の考え方にに基づき、河川、下水道、海岸、砂防施設整備などのハード対策や、ハザードマップの策定・周知などのソフト対策が進められるよう、「第1次国土強靱化実施中期計画」を踏まえ、継続的・安定的に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

2 茨城県内の国管理河川の整備推進について

国管理河川の流域には、人口、資産等が集中しており、治水安全度向上のため、早急な河川改修が必要になっていることから、国管理河川の整備推進を図ること。

加えて、久慈川の県管理区間は、国管理区間の上流に位置し、管理区間の区別なく一体的に管理する必要があるため、県管理区間も含めた国による久慈川の全体的管理を図り、それに必要となる地方整備局等の体制強化を図ること。

原子力災害対策について

＜提案・要望先＞ 内閣府、復興庁、経済産業省、文部科学省、原子力規制庁、環境省、観光庁、外務省、農林水産省

＜提案・要望の内容＞

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から 15 年が経過したものの、依然、放射性汚染水への対応や除染、指定廃棄物の処分問題など多くの課題により、国民は放射線に関する不安を抱えるとともに、風評被害も根強く残っている状況にあることから、国の責任において福島第一原子力発電所事故の早期収束と廃炉作業を着実に進めることが必要であります。

また、本県には、多くの原子力施設が立地し、地域住民の安全の確保が何よりも重要な課題となっていることから、国は、新規規制基準に基づく適合性審査の厳格な実施などにより原子力安全対策を強化するとともに、原子力防災対策についても、地方自治体が講ずることとされる対策について必要な予算を確保するなど、早急に支援の充実を図ることが必要であります。

つきましては、国の責任において早急に取り組むべき下記事項について要望いたします。

記

1 福島第一原子力発電所事故対策

(1) 原発事故の早期収束について

国の責任において、廃炉作業を安全かつ着実に進め、一刻も早く原発事故の収束を図ること。

特に、多核種除去設備（ALPS）等処理水の海洋放出については、引き続き、科学的根拠に基づいた安全性を広く発信するなど風評対策に万全を期すとともに、風評被害が発生した場合は、迅速かつ適切に賠償するよう東京電力を指導するなど責任ある対応を図ること。

さらに、支援対策については、関係者の意見を真摯に受け止めながら、追加対策や支援内容の見直しも含め、万全な対策を講じること。

(2) 放射線に関する不安の解消等について

国において、「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針に規定する支援対象地域、準支援対象地域に応じた必要な施策を講ずるとともに、放射線モニタリング調査など必要な対策を継続的かつ着実に実施し、放射線に

関する不安の解消に努めること。

(3) 除染対策について

市町村等による除染により発生した除去土壌の管理に係る措置について、引き続き適切な支援を行うこと。

また、令和7（2025）年3月に取りまとめられた「福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドライン」に基づく処分の安全性について、住民の理解が得られるよう広く周知を図ること。

加えて、未だ示されていない埋立処分後の維持管理の終了時期等について早急に検討を進めるとともに、維持管理に必要な費用等はすべて国が負担するなど、自治体の新たな負担が生じないよう十分な措置を講じること。

(4) 放射性物質を含む廃棄物の処分について

本県では、現地保管継続・段階的処理の方針が決定したが、8,000 ベクレル/kgを超えた焼却灰などの指定廃棄物等の保管から全量処分に至るまで、国は責任を持って次の一連の対応を速やかに行うこと。

ア 指定廃棄物等については、安全性を十分確保しながら、保管施設の整備を推進するとともに、維持管理費用等も含め、経費は、すべて国が負担すること。

イ 8,000 ベクレル/kg以下に減衰した後の指定解除の仕組やその後の処分方法については、住民等の理解が得られるよう、安全性について十分説明するとともに、処理・処分に要する経費は、すべて国の負担とすること。

ウ 国の責任において、風評被害対策に万全を尽くし、地元市町村等の要望を反映した地域振興策を着実に実施するとともに、地方の取組に対する十分な財政支援を行うこと。

(5) 全ての損害の早急な賠償について

原発事故と相当因果関係が認められる損害については、全て賠償の対象とするとともに、早急に賠償金全額を支払うなど、国と東京電力の責任において万全の対応を行うこと。

(6) 風評被害対策について

観光業や農林水産業などに対する風評被害の解消に積極的に取り組むとともに、地方の取組に対する十分な財政支援を行うこと。

また、中国、韓国等の諸外国・地域が、科学的根拠に基づき、速やかに

輸入規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、我が国の農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、信頼の回復を図ること。

(7) 中国人個人観光客向け「数次査証」の発給要件の緩和について

中国人個人観光客向け「数次査証」の発給対象となる地域として、本県を東北6県と同様に扱うこと。

2 原子力安全・防災対策

(1) 東海第二発電所の取扱いについて

東海第二発電所については、令和4(2022)年8月に開催された国のGX実行会議において、令和5(2023)年夏・冬以降の再稼働に向けて、地元の理解確保に向けた取組を国が前面に立って対応する旨が示されたところであるが、原子力発電所から30km圏内の人口が約91.7万人にのぼること、運転開始から47年が経過していることなどを踏まえ、今回の考え方について県民に対し丁寧な説明をすること。

(2) 原子力安全対策の強化について

国内外における最新の知見を収集し、福島原発事故の原因究明を引き続き徹底して行うとともに、そこで得られた知見については、その都度、適切に規制基準等をはじめとする安全対策に反映させること。

また、近年、本県内の原子力施設において、火災事象が相次いで発生していることを踏まえ、安全管理を徹底するよう指導すること。

さらに、高経年化対策をはじめとする安全対策に係る予算・人材の継続的な確保を図ること。

(3) 原子力施設に対する武力攻撃について

我が国に対して武力攻撃等の脅威が直接及ぶことがないよう、国においてあらゆる外交努力を尽くした上で、万一の事態への対処については、国の責任において万全の防御体制を構築すること。

また、武力攻撃に対する我が国の原子力施設の安全確保の考え方について改めて検証し、その結果や対応方針について国民に明らかにすること。

(4) 東海再処理施設について

東海再処理施設の廃止措置については、工程が長期間にわたること、また、多額の費用を要することから、その安全対策や人的・財政的資源の確保について、事業者任せとせず、国が責任を持って指導・支援していくこ

と。

(5) 原子力研究開発について

原子力発電の技術開発・研究開発については、安全性を最優先に国民理解を得ながら進めていくべきものであることから、国が責任をもって推進していくこと。

東海・大洗地区に立地している日本原子力研究開発機構の研究開発施設については、我が国の原子力研究開発における位置づけを明確にし、国として持つべき原子力研究開発機能の維持・発展を目的とした支援を同機構に対し実施すること。

とりわけ、我が国の原子力研究開発の基盤となる材料試験炉「JMTR」の代替施設を含めた新たな試験研究用原子炉については、同機構のみならず、国が主体となって建設に向けた具体的な検討を早急に進めること。

(6) 高速実験炉「常陽」について

令和4(2022)年12月に改訂された「戦略ロードマップ」において、高速炉開発に係る実証炉の研究開発にあたっては、日本原子力研究開発機構が有する高速実験炉「常陽」などの高速炉に特有な開発インフラを有効活用することが不可欠であるとしたところであるが、高速炉開発の意義やその必要性については、国が前面に立って、国民の理解が得られるよう説明責任を果たすこと。

また、高速実験炉「常陽」の使用済燃料については、文部科学省より、搬出開始見込時期を令和20(2038)年とする旨が示されたところであるが、当該時期に確実に搬出が開始されるよう、具体的な搬出計画の取りまとめ等の対応を進めること。

(7) 原子力防災対策の強化について

「実効性ある避難計画」の策定に向けた取組をはじめ、原子力防災対策の強化について、自治体のみでは解決が困難な課題に対して、自治体の取組を全面的に支援するとともに、必要な財政支援を含め、国が責任を持って次の対応に取り組み、継続的に充実強化を図ること。

その際、省庁横断的に進める必要がある対策については、内閣府が窓口となり、総合的な調整を行うこと。

ア 避難に必要なバス、福祉車両などの移動手段や人員の確保、避難を円滑に進めるための道路整備などに必要な支援措置を講ずること。

イ 避難退域時検査等に要する人員及びゲート型モニタ等の資機材や、避

難所運営に要するパーティションテント及びその備蓄場所の確保に必要な支援措置を講ずること。

ウ U P Z内において、即時の避難が困難な医療機関のICUや救急病床などに入院している患者や、社会福祉施設の入所者等の要配慮者が屋内退避するための、放射線防護対策の強化に必要な支援措置を講ずること。また、U P Z内の住民への安定ヨウ素剤事前配布のための具体的な条件や事例を明確に示すこと。

エ 住民が安心して屋内退避できるよう、屋内退避の重要性や効果に関する具体的なデータをはじめ、原子力災害対策指針や関連文書で示した屋内退避の運用に係る考え方について、住民等に対し丁寧に分かりやすく広報・周知を図ること。

オ 屋内退避継続に必要な食料や電気、ガス、水道等のライフラインの確保について、具体的な方針を示し、自治体とともに取り組むこと。特に、食料等の確保にあたっては、プッシュ型支援や全国的な流通在庫の確保、輸送・配付体制の構築など、国が責任を持って物的・人的な支援スキームの確立に取り組むこと。

併せて、屋内退避中であっても、医療施設における外来診療・透析治療等の医療提供や、生活必需品を販売する小売業など、民間事業者等の活動・サービスが継続されるよう、関係省庁から関係団体等に対して、実例を挙げながら協力依頼を行うなど、国が責任を持って住民の生活環境の維持に取り組むこと。

カ 安定ヨウ素剤について、事前配布後も、薬剤の更新業務が継続的に発生するため、住民や自治体の負担を軽減できるよう、再配布の手続きの簡略化を図ること。併せて、丸剤の使用期限延長に合わせたゼリー剤の使用期限の延長及びこれらの薬剤の使用期限の更なる延長について、早急に製薬業者を指導・支援すること。

キ 原子力災害対策重点区域外については、防護措置が必要な場合における避難先及び輸送手段の確保等、国において具体的な対応策を示すこと。

ク 実証実験においてその有効性が確認された、テレビを活用した双方向の情報伝達システムの継続的な運用や普及のために必要な支援措置を講ずること。

(8) 使用済燃料対策について

東海第二発電所の使用済燃料については、敷地内における貯蔵が長期化しないよう、中間貯蔵施設や再処理工場への早期搬出に向け、事業者とともに取り組むこと。

また、東海再処理施設に貯蔵されている使用済燃料の搬出を着実に進めるとともに、試験研究炉の使用済燃料については、具体的な搬出計画がない状況では、敷地内での貯蔵がさらに長期化することが懸念されるため、国は、事業者とともに、搬出に向けた具体的な道筋を示すこと。

(9) 放射性廃棄物の処理・処分等について

東海再処理施設の高レベル放射性液体廃棄物については、リスクを早期に低減させるため、国としてもガラス固化処理について安全を前提に着実かつ計画的に進められるよう責任を持って事業者を指導監督していくとともに、ガラス固化体については、最終処分地の早期選定に向けた取組を加速すること。

併せて、高レベル放射性廃棄物の減容化や有害度の低減化に関する研究開発を促進すること。

また、原子力施設の廃止措置や研究施設等から発生する低レベル放射性廃棄物についても、廃棄物の埋設処分に係る技術基準の早急な整備や、放射性廃棄物の処理処分に関する国民の理解促進、地域振興策の検討などに取り組み、原子力事業者が早期に最終処分できる環境を整備すること。

未来を担うたくましい人づくりについて

＜提案・要望先＞ 文部科学省

＜提案・要望の内容＞

グローバル化が進展し、新しい知識や情報・技術が飛躍的に重要性を増す中、知識基盤社会を牽引する人材の育成は、我が国の最重要課題の一つとなっております。また、物的資源の乏しい我が国にとって、人材こそが最大の資源であります。

一方で、近年、若者の内向き志向や理科離れなどが指摘されており、今後、我が国が成長を持続していくためには、科学技術の発展をリードし、国際社会で活躍できる人材の育成が不可欠であり、子どもたちに対して、基礎学力を向上させることや、豊かでたくましい心と健やかな体を育成することが求められています。

そのため、今後も、外国語によるコミュニケーション能力の育成やプログラミング教育の充実、さらには、幼少期から自然や科学の事象に親しませる取組とともに、科学技術を分かりやすく伝えることができる人材の育成や活用を推進していくことが重要です。

また、学習指導要領の改訂により、より一層の授業の工夫・改善が求められていることから、教員の負担軽減策を講じつつ、ICT環境のさらなる充実や、教員としての資質・能力の向上に向けて取り組むことも必要となります。

さらに、いじめや不登校・問題行動、発達障害など特別な配慮が必要な児童生徒に対する取組や、就学前教育、家庭教育を充実させること、そして体罰などによる不適切な指導をなくすことは喫緊の課題となっております。

本県では、教育を県政の重要課題としてとらえ、様々な施策を積極的に推進しているところですが、国におきましても、教育振興基本計画に則り教育施策の一層の充実を図るため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 「教育振興基本計画」で示された成果目標の達成並びに基本施策の実施のため、教育予算の増額を図ること。
- 2 小学校及び義務教育学校前期課程（以下「小学校等」という。）に引き続き、中学校及び義務教育学校後期課程における35人以下学級についても定数改善を確実に実現すること。

また、小学校等における専科指導やチーム学校の推進のための小・中学校及び義務教育学校（以下「小・中学校等」という。）への加配の充実を図るとともに、通級による指導等については、特別な配慮ときめ細かな支援が必要であることから、基礎定数の改善を図ること。

さらには、高等学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善へ向けて、その推進役となる教員が効果的に活動できるようにするための加配や通級による指導のための加配など、加配定数の充実についても配慮すること。

特に、外国人児童生徒の増加に伴い、日本語を母語としない児童生徒も個々の能力を発揮できる教育体制を構築することが重要となることから、児童生徒の日本語能力に応じたきめ細かな指導を実施するための、公立学校（小・中・高）における十分な教員の加配を行うこと。

加えて、年度途中に発生する教職員の産・育休等に伴う補充者不足を解消するため、教員定数を増やすとともに柔軟に教職員を配置することができるような方策を講ずること。

3 現代的な健康課題に対応するため、学校保健、学校給食、食育の充実により、子供の心身の健康の保持増進を図る必要があることから、養護教諭及び栄養教諭等の定数改善を推進すること。

4 高度専門職である教員の資質向上を図ることを目的として、各都道府県教育委員会が策定した「教員の資質向上に関する育成指標」において、職責、経験、適性等に応じて身に付けるべき資質が成長段階ごとに設定されていることを踏まえ、双方向型オンライン研修やオンデマンド配信研修、国の研修機関や高等教育機関等による研修を充実させるなど、全ての教員が必要な時に資質向上を図ることができるよう、研修形態の多様化に向けた方策を講ずること。

5 理科教育に関する高い専門性と教育者としての資質能力を兼ね備えた優れた人材を確保するため、大学における理科教員養成の充実を図ること。また、観察・実験に関する施策の充実や教員研修の創設など、小・中学校等の理科教育に関する施策を推進すること。

さらに、高校教育については、将来の科学技術系人材の育成を図るためにスーパーサイエンスハイスクール事業等を継続するとともに、大学入試制度改革とリンクさせるなど、その取組が評価される場面をさらに広げること。

6 英語での発信力の育成が求められていることを踏まえ、専門性を有する優れた人材を確保するため、英語教員養成の充実を図るとともに、授業の質の向上を図るための加配定数の拡充など、指導体制の充実を図ること。また、国際教育を充実させるための事業の拡充を図ること。

7 学習指導要領において、小・中学校等の道徳が特別の教科として位置付けられたことを踏まえ、地域の中核となる教員を計画的に配置するなど、教員の指導力向上に向けた体制づくりを推進すること。

高等学校については、「公共」等で行う授業実践事例を紹介するなどし、道徳教育の充実を図ること。

8 令和2（2020）年度から小学校等で必修化されたプログラミング教育の成果を生かし、情報活用能力の抜本的向上を図る視点から、オンデマンド型配信による研修用教材や民間企業・大学教授等の外部人材を活用することにより、中学校技術・家庭科（技術分野）及び高等学校情報科担当教員の指導力向上に向けた施策を講ずること。

併せて、プログラミングを学習することに高い意欲を有する中・高校生に対し、より高度かつ専門的な内容の学習機会を提供するため、全ての中学校及び高等学校において、オンデマンド型配信による研修用教材や民間企業・大学教授等の外部人材を活用した指導等ができる体制を整備すること。

9 個別最適な学びの推進に向け、児童生徒の教育データの集約・可視化を可能とするクラウド型の次世代校務 DX 環境の構築について、その初期費用等を支援する「GIGA スクール構想支援体制整備事業」を令和9（2027）年度以降も継続すること。

また、AI 需要に伴う半導体価格の高騰等により端末価格が上昇する中であっても、個別最適な学びと協働的な学びを支える1人1台端末の更新整備を着実に推進できるよう、当該整備に係る財政支援を拡充すること。

また、学校の臨時休業などの緊急時、病気療養時、さらには、不登校で学校に登校できない児童生徒の学習保障のための学習支援コンテンツ（動画等）を充実させるとともに、著作権の弾力的な運用や通信費に対する補助の拡充など、オンライン授業等を進めやすい体制を整備し、特に非常時のオンラインによる特例の授業を通常の授業時数として認定できる措置を講ずること。

加えて、民間企業等が提供する学習支援コンテンツを利用するための財政

的支援を講ずること。

- 10 学校におけるいじめや暴力行為等の問題行動や、不登校、児童虐待の課題等に適切に対応するため、教職員の加配措置の充実を図るとともに、スクールカウンセラー配置事業、スクールソーシャルワーカー活用事業の拡充を図ること。
- 11 学校現場から体罰を一掃するために、体罰によらない指導に関する調査研究を実施し、その成果の普及を図るための研修などを行い、教員が萎縮することなく、毅然とした指導ができる体制を確立すること。
- 12 学びの多様化学校と同様の教育活動を自校で柔軟に行うことができる「校内教育支援センター（校内フリースクール）」の設置について、学びの多様化学校と同等に国が積極的に促進するとともに、設置の推進に向けた教員の加配項目の新設や財政的支援を拡充すること。
- 13 夜間中学を設置する市町村に対し、さらなる積極的な支援策を講ずること。特に、教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実）に関し、補助対象期間を撤廃し、補助対象経費に対する補助率を引き上げること。
- 14 市町村が抱える課題に応じて、地域の人材等を活用した家庭教育支援に取り組む体制の構築を図るため、関係機関との連携による訪問型家庭教育支援に係る財政的支援の拡充など、家庭教育のさらなる充実を図るための方策を講ずること。
- 15 公職選挙法が改正され、高校生の一部も有権者となったことや、民法改正により、令和4（2022）年度から成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、生徒が自己決定と社会参加の経験を積むことにより、自主性・自立性を育み、社会の創り手としての市民が備えるべき資質・能力を育成する教育の充実を図ること。
- 16 公立文教施設における老朽化対策、防災機能強化、環境改善などについて、自治体が年度の早期から計画的かつ円滑に事業を実施できるよう、十分な予算の確保を図ること。
さらに、長寿命化関連事業の推進を図るために財政的支援を拡充すること。

- 17 国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、学校における働き方改革の推進及び地域展開に至る前段階の取組として、引き続き部活動指導員の活用を促進するとともに、派遣経費の充実を図ること。

- 18 国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動環境の構築と学校の働き方改革も考慮した更なる部活動地域展開を推進するため、令和8（2026）年度からの運動部活動の地域展開等推進事業における国の財政負担割合を高くするなど、県や市町村の取組に対する十分な予算措置を講ずること。

- 19 年々増加している外国人児童生徒の日本語能力に応じたきめ細かな指導を実施するため、外国人児童生徒に対する支援事業の十分な予算措置や補助率の引き上げ並びに市町村への直接補助を含めた補助制度の拡充を行うこと。

- 20 教員の負担軽減を図る教員業務支援員について、十分な予算措置や補助率の引き上げ並びに市町村への直接補助を含めた補助制度の拡充を行うこと。

小・中学校及び義務教育学校の適正配置等について

＜提案・要望先＞ 文部科学省

＜提案・要望の内容＞

急激な少子化の進行に伴い、県内の小・中学校及び義務教育学校（以下「小・中学校等」という。）では小規模校が増加し、児童生徒が切磋琢磨することや社会性などを育成することが難しい状況にあります。そのため、学校の適正規模・適正配置を進め、児童生徒の教育環境の改善を行うことが課題となっております。

一方、統合が困難な地理的特性や、地域コミュニティの核としての学校の重要性への配慮から存続を選択した小規模校の活性化に対する支援など、各市町村の実情に応じた学校づくりを推進する必要があります。

このため、本県におきましては、公立小・中学校等の適正規模について指針を策定するとともに、統合した学校への教職員の加配や遠距離通学対策事業費への補助などを行うほか、小規模校への教職員の加配を行うなど、市町村における取組を支援・助言しております。国におきましても、小・中学校等の適正配置等に取り組む市町村を一層支援するよう、下記事項について要望いたします。

記

適正規模・適正配置等に取り組む市町村に対し、さらなる積極的な支援策を講ずること。特に、次の取組を推進すること。

- 1 学校統合に伴う児童生徒の学校環境の変化に対する不安の解消や、小規模校の活性化のための教職員の加配措置のさらなる拡充を図っていくこと。
- 2 学校統合に伴う児童生徒の遠距離通学における不便の緩和及び通学路の安全確保に関し、地方公共団体が負担する経費に対して、補助対象期間を撤廃し、補助率を引き上げるなど、十分な財源措置を講ずること。
- 3 学校統合に伴い校舎等の新增築及び改修を行う際の補助制度について、さらなる拡充を図っていくこと。
- 4 学校統合により廃校となった学校跡地の有効活用を図るため、施設の転用等に伴う改修、解体及び撤去等に係る補助制度を拡充すること。

少子化対策の充実について

<提案・要望先> こども家庭庁、厚生労働省、文部科学省

<提案・要望の内容>

少子化による人口減少社会の到来は、経済活動の縮小、地域コミュニティの崩壊、社会生活基盤の劣化など、様々な影響を及ぼすことが懸念されており、本県では「茨城県こども計画」により総合的・計画的に少子化対策に取り組んでいるところです。

将来にわたって我が国が活力を維持していくためには、結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援は最重要課題の一つであるため、結婚や子育てを後押しする経済的支援、待機児童対策、子どもの貧困対策の一層の充実について、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 子ども関連予算を国際的に見ても遜色のない水準に引き上げるべく、予算の増額を実現していくこと。また、新たな取組を進める際は、地方の実情に配慮した政策形成を行うこと。
- 2 地方自治体ごとの財政力に応じて子ども・子育て支援施策に地域間格差を生じることなく、全ての家庭が安心して子どもを産み・育てることができる環境を整えられるよう、国の責任において、長期的に安定的な財源を確保し、全ての子育て家庭に資する全国一律の制度を構築すること。
特に、次世代を担う子どもの育成及び子どもを育成する家庭を支援する環境の整備のための次の交付金制度について、安定的な財源を確保すること。
 - (1) 次世代育成支援対策施設整備交付金
 - (2) 就学前教育・保育施設整備交付金
 - (3) 保育対策総合支援事業費補助金
- 3 若い世代に対し、結婚や妊娠・出産、子育てに前向きな気運醸成を図り、結婚支援等を継続して実施するため、地域少子化対策重点推進交付金制度について、安定的な財源を確保すること。
- 4 令和4(2022)年4月から不妊治療に医療保険が適用され、負担軽減につながったものの、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあること

から、保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を図ること。また、不育症検査については、国の助成対象となる検査に限られていることから、助成対象検査を拡大すること。

- 5 出産時の経済的な支援策を強化するため、現在の負担に見合う形に出産育児一時金の支給額を引き上げること。また、出産費用に医療保険を適用するにあたっては、患者の自己負担分も公費で負担するなど、現行よりも負担が増加しないようにするとともに、無痛分娩等に関する検証も行うなど、出産現場の実態を踏まえた適用範囲を検討すること。加えて、地域の産科医療機関が安定的な経営を維持し、診療を継続できるよう支援すること。
- 6 全ての新生児が平等に恩恵を受けられるよう、早期発見・早期治療の重要性の高い疾患を国の責任において先天性代謝異常等検査の対象疾患に追加すること。また、新生児マススクリーニング検査に関する実証事業（重症複合免疫不全症及び脊髄性筋萎縮症）の終了後も、検査体制を維持できるよう、引き続き、財政支援を行うこと。
- 7 子ども及び妊産婦医療費の公費負担制度を創設すること。併せて、妊産婦、ひとり親家庭及び重度心身障害児等に対し、地方公共団体が「現物給付」による公費負担を行った場合、国民健康保険制度において、療養給付費負担金を減額する措置については、すべて撤廃すること。
- 8 複数の子について、連続して産休・育休を取得した場合にも育児休業給付金の対象となるよう、被保険者期間に関する要件を緩和すること。
- 9 幼児教育・保育の完全無償化を実現し、支援を課税世帯にも拡大すること。また、給食費の無償化も実現すること。
- 10 こども家庭庁の発足に伴い、保育所や認定こども園等はこども家庭庁の所管となった一方、幼稚園は文部科学省の所管に留まったことにより、こども家庭庁所管の保育所、認定こども園等と、文部科学省所管の幼稚園では、医療的ケア児の受入に必要な看護師の配置経費に対する助成制度や、ICT化等を行うための助成制度等において、事業者の負担割合に大きな差が生じているため、省庁間の助成制度の格差を解消すること。
- 11 保育人材の確保等により、待機児童の速やかな解消を図るとともに、地域に

において十分な幼児教育・保育サービスが提供できるよう以下の措置を講じること。

- (1) 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を促進し、施設整備や保育サービスの提供などの「量の拡充」や職員の処遇や配置基準の改善などによる「質の向上」を図るため、国が責任を持って必要な額を確保すること。
 - (2) 保育士等及び幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）の給与が他の業種と比較し適切な水準となるよう、保育士等の勤務実態に合った公定価格を定めること。その際には、単価の設定や処遇改善について、給与水準が高くなる東京に地方の保育士等が流出することのないよう、適切かつ十分な措置を講ずること。
 - (3) 保育士修学資金貸付等制度を活用し、保育士資格の新規取得者の確保や潜在保育士の職場復帰が図られるよう、国が安定的な財源を確保すること。
 - (4) 障害児・医療的ケアが必要な児童（以下「障害児等」という。）や食物アレルギーを持つ児童について十分な幼児教育・保育サービスが提供できるよう、障害児等の受入を推進する加算の創設や施設型給付費の栄養管理加算の増額など、適切かつ十分な措置を講ずること。
 - (5) 認可外保育施設について、十分な保育サービスの提供が図られるよう、事業開始後の届出から事業開始前の届出に制度を変更すること。
 - (6) 病児保育事業について、安定的なサービスの提供を図るため、子ども・子育て支援交付金の基本額を増額すること。
 - (7) 幼児教育・保育施設における老朽化、防災機能強化、環境改善などの整備について、各施設が計画的かつ円滑に幼児教育・保育サービスを提供できるよう、十分な予算の確保を図るほか、運用方法についても、補助対象範囲の拡大や上限額の引上げ等、利便性のある措置を講じること。
- 12 特別支援教育経費について、障害児を受け入れているすべての園を国庫補助の対象とするとともに、「教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付」の地方単独費用部分を「保育認定（2号・3号認定）」と一本化し国庫負担対象とすること。

13 「小1の壁」をなくし、切れ目なく子育て家庭を支援するため、放課後児童クラブの待機児童解消をより一層進めるとともに、利用料の無償化を図ること。

また、「放課後児童クラブ等における ICT 化推進事業」については、システム等の導入に対する補助に加え、導入後に継続的に発生するランニングコストについても確実に補助対象として位置付けられるよう、財政支援の充実を図ること。

14 子どもの貧困対策では、対象となる子どもの把握が困難であり、施策効果を図る適当な指標がないことから、引き続き全国統一的な基準を用いた調査を行うとともに、各都道府県が地域の実情にあった対策を講じることができるよう、都道府県別のデータを提供すること。

また、子どもの貧困対策を推進していくためには、地域の実情にあった継続的な取組が必要であることから、「地域こどもの生活支援強化事業」や「こどもの生活・学習支援事業」などについて、地方の財政負担が軽減されるよう、支援の拡充を図ること。

15 令和5(2023)年度までとされていた「新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援」(安心こども基金を活用)については、令和6(2024)年度から子ども・子育て支援交付金等の対象事業として再編・継続されたところであるが、補助率が低減されるなど地方の財政負担が増加していることから、従来の補助率に是正すること。

16 プレコンセプションケアについては、若いうちから正しい知識を得て健康管理を行う必要があることから、児童、生徒への啓発にあたっては、文部科学省と連携し、学校教育の一環として推進すること。

中学校段階の学校給食費の負担軽減について

＜提案・要望先＞ 文部科学省

＜提案・要望の内容＞

国の政策により令和8（2026）年4月から、公立小学校等では「学校給食費の抜本的負担軽減（いわゆる給食無償化）」が実施されました。しかしながら、中学校段階については制度の対象外とされております。

現在、中学校段階での給食無償化については、独自に実施する自治体と、財政状況等により実施が困難な自治体との間で地域差が生じており、全国的な公平性の観点からも、公立小学校等と同様、国による財政的支援が求められています。

子育て世帯の経済的負担軽減という政策目的をより確実に達成するためには、中学校段階における給食費負担の軽減に向けた制度整備を進めるとともに、自治体間の格差解消を図ることが重要です。国におきましてもより一層の子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 中学校段階の学校給食についても、公立小学校等と同様に、国として責任を持って検討を進め、必要な財源を確保し、負担軽減の早期の実現を図ること。

外国人財との秩序ある共生社会実現について

＜提案・要望先＞ 内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、デジタル庁、総務省、警察庁

＜提案・要望の内容＞

急激な人口減少社会を乗り越え、我が国が力強く発展していくためには、外国人を含む多様な人材が活躍し、イノベーションを創出して生産性を高めることが不可欠であります。

近年、本県における在留外国人は毎年1万人規模で増加しており、各分野での人手不足が深刻化する中、外国人材への期待と需要は一段と高まっており、長期的な視点で対応を進めていく必要があることから、本県では、優秀な外国人材の確保・育成に力を入れ、外国人の方々が働きやすく、安心して住みやすい環境を整備するとともに、地域に溶け込み、共に支え合う共生社会の実現に向けて、あらゆる対策を強力に推進しております。

今後とも在留外国人の増加が見込まれる中、在留外国人が地域社会の一員として共生できるよう受入環境の整備を図る必要があります。

一方で、秩序ある共生社会を築くためには、不法就労などの違反行為に対し、厳格に対応することが極めて重要であり、本県では、不法就労者が全国で最も多い状況が続いていることから、事業者・団体等に対する意識啓発のほか、事業者への巡回訪問などを通じて不法就労情報を収集し、取締権限のある国や県警などに提供することに力を入れております。

こうした対策は、治安の確保という観点にとどまらず、適正に働く外国人労働者の方々の人権を守り、真面目に暮らしている方々が不利益を受けない社会をつくる上でも重要であると認識しております。

以上の状況を踏まえ、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

1 外国人受入環境の整備について

(1) 新たに創設される育成就労制度においては、一定要件のもと本人の意向による転籍も認められているが、ハローワークの役割や支援体制を強化（求人票や相談対応の多言語化等）するなど、転籍が適切かつ円滑に行われる体制を整備すること。

また、育成就労実施者（受入企業）が行う日本語教育について、認定日本

語教育機関又は登録日本語教員による講習を行うこととされているが、地方においても円滑に育成就労外国人を受け入れることができるよう、教育体制を整備するとともに、企業負担を軽減するために必要な支援措置を講じること。

- (2) 育成就労制度における監理支援機関の許可要件として、監理支援事業の実務に従事する常勤役職員1人当たりの育成就労実施者数は8者未満とされているが、本県農業分野では、外国人技能実習生の受入経営体数及び受入数が全国でも多く、経営体当たりの受入人数は他業種よりも少ないという実情がある。

このような実情を踏まえると、当該要件により、監理支援機関が送り出せる経営体数が限定されることで、必要人数の確保が困難になることから、農業分野については別枠とするなどの特例措置を講じること。

- (3) 外国人が介護福祉士国家試験や看護師国家試験を受験する際の配慮として、平易な日本語を用いて出題する、または、日本語のほか英語等多言語による表記を併用し、選択可能とすること。

特に介護福祉士国家試験については、全ての都道府県に試験会場を設け、試験回数も年1回から年2～3回に増やすなどして、外国人が受験しやすい環境を整備すること。

- (4) 特定技能評価試験について、国内外で開催地や回数を増やし、受験機会の更なる拡大を図ること。

また、日本語のほか英語等多言語による表記を併用し選択可能とするなど、外国人が受験しやすい環境を整備すること。

- (5) 在留資格「特定活動(46号)」の資格要件である日本語能力について、日本語能力試験の認定レベルをN1からN2に変更するなど、高度外国人材の受入れ促進に向けた更なる緩和を図ること。

- (6) 国が主体となり、在留外国人が日本語や日本の社会制度、生活ルール等を学習するプログラムを早期に創設すること。

- (7) 留学生の適正な受入れ及び地域社会との調和ある共生を図るため、大学の別科及び専修学校における受入数の上限等を含む適正な受入基準を明確化するとともに、住宅確保に関しても学校設置者の責務を明確化し、無秩序な

受入れを防止できる制度を構築すること。

あわせて、学校設置者に対し、留学生の生活習慣及び社会生活上のルールに関する教育・指導を義務化すること。

また、大学の別科については、留学生受入れの実態を把握し、不適正な受入れが認められる場合には、速やかな是正につながる厳格な措置を講ずること。

(8) 雇用する事業所や事業主に対して、地域の生活習慣やルールなどに対する指導を義務付けるよう制度化を図ること。

(9) 「地域の日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」について、外国人の状況や課題は市町村ごとに大きく異なることから、市町村が実態に応じて主体的かつ柔軟に施策を講じることができるよう、市町村への直接補助を含めた補助制度の拡充を行うこと。

(10) 「外国人受入環境整備交付金」について、現場の実情を踏まえ、県と市町村における相談機能や役割分担を明確化するとともに、必要な相談体制を安定的に維持・確保できるよう、必要な予算を十分に確保すること。

(11) 日本語指導体制の充実のため、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細やかな支援事業」について予算の拡充及び補助率の引上げを図るなど必要な予算を十分に確保するとともに、市町村が実態に応じて独自の施策を講じられるよう、市町村への直接補助を含めた補助制度の拡充を行うこと。

(12) 外国人に対する賦課徴収について、居所不明等により徴収困難となるケースの増加が懸念されることから、外国人に対する賦課徴収を適正に行うため、出入国在留管理庁と地方公共団体との間でマイナンバーを活用した情報連携を図るとともに、地方税や国民健康保険料の納付情報を在留審査等へ活用するなど、制度見直しの早期実現を図ること。

2 不法就労対策の強化について

(1) 出入国在留管理庁及び警察は、法令に基づき、不法就労者等に対する調査などを行うことになっているが、県内の不法就労者数の減少にはただちに繋がっておらず、取締権限のない県が対策を講じざるを得ない状況となっている。

そのため、不法就労対策の強化に向けて、法令改正により、出入国在留管

理庁及び警察に対し事業所への立入権限を付与するとともに、出入国在留管理庁及び警察による取締りを徹底すること。

また、これらの取組を実施するために必要な人的体制を拡充すること。

(2) 県が不法就労の疑いを把握しても、調査や事実確認等を行う法令上の権限がなく、違法状態が長期化する懸念があることなどから、不法就労の疑いがある事案については、都道府県が事業所への調査や事実確認を行える法的枠組みの整備を検討すること。

(3) 不法就労者の雇用を防ぐために、事業者に対して、外国人の在留資格確認の徹底、労働関係法の遵守、各外国人制度（技能実習生、特定技能、育成就労等）の適正な運用に係る監督指導を強化・徹底すること。

特に、事業者に対する「在留カード等読取アプリケーション」利用の徹底、不法就労者を斡旋するブローカーとの接触に対する注意喚起・指導の徹底、外国人雇用状況届を徹底させるために事業者訪問等による監視指導体制の強化、外国人の失踪を防ぐための就労環境（勤務条件、待遇等）の改善に向けた監理団体を含む事業者への指導の徹底など、事業者が不法就労を助長するあらゆる可能性の芽を摘むための対策を強化・徹底すること。

(4) ブローカーについては、地域に居住する不法滞在者や適正な在留資格保有者への勧誘・就労先の斡旋などを組織的に行っており、悪質性が高いことから、関係省庁の連携により、各業界・各地域で活動するブローカー（組織・個人）の実態把握及び取締りを強化すること。

(5) 外国人による不法就労を入国の時点で未然に防ぐため、退去強制手続等を執った外国人が多い国との連携による悪質な外国人の送出国等に対する取締り・監視指導の強化をはじめ、事前チェックを通じた厳格な入国審査を行うために国が導入手続を進めている電子渡航認証制度（JESTA）の早期の運用開始、退去強制手続等を執った外国人の在留資格で最も多い「短期滞在」に係る入国審査の厳密化など、一連の水際対策を強化すること。

(6) 本県がより効果的な不法就労対策を行うために、以下に関する情報を国において取りまとめの上、提供すること。

- ① 不法就労者の市町村別人数
- ② 具体的な活動内容
- ③ 稼働場所等

- ④ 外国人が不法就労に至った経緯（不法就労目的で別の在留資格（短期滞在等）で入国、不法滞在、ブローカーからの勧誘、より多くの収入を得るために在留資格外で就労、実習先や就労先での勤務条件や待遇等への不満から失踪など）

難民の受入れを通じた国際社会に開かれた 社会づくりの推進について

＜提案・要望先＞ 法務省、文部科学省、厚生労働省

＜提案・要望内容＞

国際情勢が不安定化する中、難民問題は深刻さを増しており、先進国には人道的配慮から積極的な役割が求められております。国においては、令和5（2023）年3月に難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」を公表するとともに、同年6月には「出入国管理及び難民認定法」を改正し、難民に準じて紛争避難民等を保護する「補完的保護対象者」認定制度や收容せず退去強制手続を進める「監理措置」制度を創設したほか、難民認定申請者等を收容する入国者收容所等において適正な処遇を実施するための措置等を講じたところです。

また、令和8（2026）年1月には「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が決定され、出入国・在留管理等の適正化、不法滞在者ゼロプランの強力な推進、秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備、日本語教育の充実など、多岐にわたる施策が包括的に示されました。

こうした難民認定制度の適正化や透明性の向上、さらには受入れ環境の整備に向けた取組等も進められていますが、本来保護すべき者を確実に保護し、円滑に社会へ迎え入れるという先進国としての責務を鑑みると、より一層の取組が求められております。

つきましては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

1 難民該当性に関する規範的要素の更なる明確化を図るなど、難民認定制度等の運用のより一層の適正化に取り組み、人道上の配慮に基づき、真に保護を必要とする者を迅速かつ確実に保護すること。

2 「監理措置」制度をより適正に活用し、收容が不必要に長期にわたらないよう十分に配慮するなど、入国者收容所等の運営のより一層の適正化に取り組むこと。

特に、收容の長期化や死亡事案の発生など、人権の観点からの問題が指摘されてきた入国者收容所等については、「東日本入国管理センター」が所在す

る自治体として人権により配慮した運営がなされるよう強く望むものであり、例えば、入国者収容所等視察委員会とは別に、所在自治体との協議の場を設けるなどにより、所在自治体の意見を施設の適切な運営に反映させる仕組みを構築すること。

- 3 難民等の受入れに当たっては、生活基盤のない我が国において円滑に生活できるよう、日本語や生活習慣の十分な習得、就労支援等を集中的・効果的に行うほか、令和8（2026）年1月の総合的対応策に基づき、地方自治体との緊密な連携の下、実効性のある支援施策を強力に推進すること。

また、引き続きウクライナ避難民に対し、自立に向けた継続的な支援を実施すること。

DMO構築による観光地域づくり推進体制の 強化に向けた支援の充実について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、観光庁

＜提案・要望の内容＞

観光先進国の実現に向けて、観光の国際競争力を高め、観光を我が国の基幹産業とするためには、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた観光地域づくり法人（以下「DMO」という。）の形成が不可欠であります。

DMOが観光地域づくりの舵取り役として活動するためには、地域に根ざして長期にわたり観光地域づくりの中核となる人材の育成・確保や戦略の実施に要する安定的かつ継続的な財源が必要ですが、DMOの母体の多くが観光協会等となっており、それらの経営基盤は脆弱なものが多いため、財源の確保について、公的な支援が必要であります。

DMOの形成と、継続的な発展を促進するため、下記の事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 DMOとしての活動を確立するため、地域の観光産業を支える専門人材及びスタッフ人材の長期的な育成や確保・定着について、財政措置をはじめとする十分な支援を行うこと。
- 2 DMOが策定した戦略に基づき実施する、地域資源の磨き上げや観光客の受入体制の整備等の各種の取組について、各省庁が連携し、財政措置をはじめとする十分な支援を行うこと。

持続可能な観光地域づくりに向けた支援について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、観光庁

＜提案・要望の内容＞

人口減少等に伴う人手不足をはじめ、ウクライナや中東での武力衝突、関税や輸出規制の拡大などを背景とした世界規模での不確実性の高まりを受けた物価高騰などへの対応、さらには、団体旅行から個人旅行への転換、ワーケーション等の新たな旅のスタイルの普及など、旧来の観光地では、対応しきれないニーズが生まれており、今後、観光業界においては、事業再構築を含めた事業継続や生産性向上に向けた取り組みを講じていく必要があります。

観光業界がこの苦境を乗り越え、反転攻勢につなげるためには、人手不足や原油価格高騰等の危機に対して強靱で持続可能な観光地域づくりを進めていく必要があるため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

宿泊事業者をはじめとした観光業界では、人口減少等に伴う人手不足に加え、物価高騰の長期化による影響など依然として厳しい状況にあることから、生産性向上や観光資源の高付加価値化、省エネルギー化など、持続可能な観光地域づくりに向けた観光事業者の取組について、積極的に支援を講じること。

ジャイアントパンダの誘致について

＜提案・要望先＞ 外務省

＜提案・要望の内容＞

本県では、中国との国際交流や、経済交流の促進をはじめ、深刻な人口減少に直面している県北地域の交流人口拡大や本県の魅力向上など、様々な効果をもたらすものとして、ジャイアントパンダの誘致活動に取り組んでおります。

令和元（2019）年に県や県議会、日立市、茨城県日中友好協会などを構成員とした「いばらきパンダ誘致推進協議会」を立ち上げ、国内外での要望活動や機運醸成に取り組むなど、官民連携により中国との交流を積み重ねてまいりました。

令和7（2025）年4月には、本県と中国・陝西省との友好県省関係の発展に関する覚書を締結したほか、同年10月には、本県において、「第18回日中友好交流会議」が開催されたところであり、今後も更なる友好交流を進めていくこととしております。

つきましては、中国との国家間の友好交流の象徴として、本県のジャイアントパンダ誘致活動を効果的に推進するため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

本県と中国・陝西省との友好県省関係の発展に関する覚書締結を契機とした本県へのジャイアントパンダ貸与について、中国政府へ要望を行うこと。

国主導による本社機能の地方移転の促進について

＜提案・要望先＞ 内閣官房、内閣府

＜提案・要望の内容＞

国におきましては、本社機能の地方移転の促進に向け、移転に伴う設備投資額の一定割合を法人税額から控除する地方拠点強化税制を平成27（2015）年に創設されております。

しかしながら、これまでに同税制を適用して本社機能に移転した企業のうち、東京23区から地方への移転が占める割合はわずか9%にとどまり、地方間における移転等の実績と比較して極めて低調な状況にあります。

さらに、民間調査によると、上場企業の半数以上が依然として東京都内に本社を置くなど、東京一極集中の是正には至っておりません。

本県としましては、若者を中心とした人材流出に歯止めをかけ、地方の活力を高めるためには、東京に集中する本社機能の地方移転を、地方創生に係る国の核心的取組と位置づけ、大胆かつ実効性のある施策を講じることが不可欠であると考えます。

つきましては、本社機能の地方移転を促進するため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 法人税等の各種税制について、本社機能を地方に移転する企業の税率を軽減する一方、東京23区内に本社を置く企業の税率を割増するなど、二段階の税率構造を導入すること。
- 2 東京23区内において、床面積が一定規模以上の本社機能の新設・増設を許可制とすること。

日本の花火文化振興について

＜提案・要望先＞ 文部科学省、文化庁、経済産業省

＜提案・要望の内容＞

日本の花火は、長い歴史の中で培われた高度な技術、美意識、地域社会との深い結びつきを有する、我が国を代表する伝統文化の一つと認識しております。

また、近年、海外からの旅行者（インバウンド）の増加などで、日本の新たな観光コンテンツとしての魅力も高まっております。

しかしながら、その文化的価値や技術体系は、海外はもとより日本国内においても十分に評価・可視化されているとは言い難い状況にあります。

つきましては、下記事項について、ご検討いただきますことを要望いたします。

記

- 1 日本の花火を文化として位置付け、ユネスコ無形文化遺産へ登録するための取組を推進すること
- 2 芸術上価値が高く、花火文化の向上発達に寄与した花火師に対して顕彰を行うこと

データ連携基盤の整備について

＜提案・要望先＞ デジタル庁

＜提案・要望の内容＞

人口減少、少子高齢化等の課題を抱える我が国において、地方の活性化を図っていくためには、デジタルの力を活用し、社会課題の解決や魅力向上を図る取組がますます重要になっています。特に、暮らしを支えるサービスのデジタル・トランスフォーメーション（DX）を実現するためには、交通や子育てといった分野を超えてデータの連携・共有を行う仕組みが必要であり、各地域でデータ連携基盤が整備されています。

このような中、国は、地域内における重複投資を防ぐ観点からエリアデータ連携基盤の共同利用を促すこととし、都道府県に対して、地域におけるエリアデータ連携基盤共同利用ビジョンを作成し、市町村間のとりまとめ又は基盤の整備運用の主体となることを求めています。

しかしながら、国は、明確なエリアデータ連携基盤の定義や整備方針を示しておらず、また地域ごとにデータ連携基盤を整備することは、データの効果的な連携や共有を妨げるものと考えられます。

データの利活用を促進させ、国民の暮らしを支えるサービスのDXを促進するには、国としての統一的な方針を定めることが重要であり、下記の事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 目指すべきエリアデータ連携基盤の全体像及び明確なエリアデータ連携基盤の定義や整備方針を示すこと。
- 2 都道府県を超えた広域的なデータの連携・共有が可能となるよう、国としてデータ連携基盤を整備すること。

デジタル・デバイド対策の推進について

＜提案・要望先＞ 総務省

＜提案・要望の内容＞

人口減少、少子高齢化等の課題を抱える我が国において、生産性の向上や経済の再生を図るには、デジタルを最大限に活用することが不可欠であり、社会全体のデジタル化に向けた取組がますます重要になっています。

こうした中、高齢者は、スマートフォンやタブレットを利用していない人の割合が他の世代より高く、デジタル・デバイドにより社会的な孤立や経済的不利益などにつながることも懸念されています。

また、住民や観光客の利便性向上と安心安全の確保のため、山間部等の非居住エリアにおいても、携帯電話の利用ニーズが高まっています。

国民全体にデジタル・サービスを定着させ、利用を促進するには、デジタルへの接触機会を増やし、その便利さを実感できるようにすることが重要であり、「誰一人取り残されない」デジタル化を推進するため、下記の事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 携帯電話ショップ等が近隣にない地域においても、住民が身近な場所でスマートフォン等の操作方法について助言や支援を受けられるよう、くまなくきめ細かな支援が行き届くよう配慮するとともに、スマートフォン等に関心はあるものの、操作への不安から利用に踏み出せていない住民に対して、その利便性を知ってもらい、関心をもってもらえる魅力あるプログラムを実施すること。
- 2 デジタル・サービスを利用する際の様々なリスクを理解し、危険を回避できる知識を身につけるための教育・研修や、情報セキュリティの確保、サイバー犯罪被害の防止のための情報提供の充実に努めること。
- 3 視力や上肢の運動能力などの身体的制約等がある人のための、デジタル機器やアプリケーションのUI（ユーザー・インターフェース）の改善、高齢者が入手しやすく、操作しやすい安価でシンプルなデジタル機器の開発等に対して、民間企業等への技術的・財政的支援を行うこと。

- 4 幹線道路や観光地などの非居住エリアにおいても、県民や観光客の利便性向上と安心安全の確保のため、携帯電話サービスの重要性が増していることから、地方の要望やニーズが高いエリアについて重点的に携帯電話サービスの圏外解消を図ること。

地方公共団体情報システムの標準化について

<提案・要望先> デジタル庁

<提案・要望の内容>

国は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、基幹業務システムを利用する地方公共団体が、原則令和7（2025）年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標とし、必要な支援を積極的に行うとされています。

標準準拠システムへの移行に要する経費については、デジタル基盤改革支援補助金による支援が行われますが、令和8（2026）年度以降に標準化移行となる特定移行支援システムについては、財源の確保や補助上限額の引上げが明示されておりません。

また、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、平成30（2018）年度比で少なくとも3割の削減を目指すとされていますが、本県が県内市町村に対し実施した調査では標準化移行後の運用経費は移行前と比較して約6割増加する見込みとなっており、地方公共団体の負担は大幅に増大する状況にあります。

地方公共団体情報システムの標準化にあたり、地方公共団体の予算確保や円滑なシステム移行、さらには移行後の安定的な運用に支障が生じないよう、下記の事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 標準準拠システムへの移行に要する経費について、特定移行支援システムについても、令和7（2025）年度までに移行したシステムと同様に、国が責任をもって予算の拡充や補助上限額の引き上げを確実にを行い、移行経費を全額補助金の対象とすること。
- 2 標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等について、国において目標として示した3割の削減が達成されるよう、あらゆる措置を講じ、それでもなお運用経費等が増加することとなった場合には、決して地方公共団体の負担が増えることがないよう、国が責任をもって財政措置を行うこと。

統計調査手法の見直しについて

＜提案・要望先＞ 総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

＜提案・要望の内容＞

公的統計は、行政施策の企画・推進のための基礎資料として利用されるだけでなく、社会全体で利用される情報基盤として、国民、企業等の合理的な意思決定や、社会的課題の解決に向けた学術研究に必要不可欠なものであり、社会経済の発展や国民生活の向上に一層役立つものでなければなりません。

統計調査を実施する上で、統計調査員は、調査対象の世帯等を訪問し、調査票の記入依頼や回収、点検といった統計調査の仕事の中でも重要な部分を受け持っております。

しかしながら、全国的にも統計調査員の高齢化が進み、統計調査員の確保は一層困難となっており、また、プライバシー意識や防犯意識の高まり等により、調査活動についても困難さが増しております。

このような統計調査を取り巻く状況に対し、国においては、一部の調査において、郵送配布方式の試行的導入や、オンライン調査システムの機能改善を実施していますが、対応としては、いまだ不十分なものと言わざるを得ません。

急激な少子高齢化・人口減少の進行を踏まえると、統計調査員の負担軽減といった対応ではなく、統計調査員の削減といった抜本的な見直しが必要であり、調査票の配布・回収を原則オンライン化し、行政記録情報や民間企業が保有するビッグデータを積極的に利活用することで、調査員確保難への対応、さらには調査経費の削減、県・市町村職員の事務負担軽減にもつながるものと考えます。

また、生産農業所得統計等の加工統計では、実態が十分に反映されていないと考えられ、公的統計としての意義が不十分となっております。

以上のことから、公的統計の役割が十分に発揮されるよう、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 国勢調査をはじめとする統計調査において、統計調査員による調査関係書類の配布・回収を廃止し、オンラインによる調査を原則とすること。その際、行政記録情報や民間企業が保有するビッグデータの利活用により、調査項目の削減を図ること。

- 2 将来的には、報告者に回答を求めることなく行政記録情報等の利活用により統計を作成する仕組み（いわゆるレジスター方式）を導入すること。
- 3 生産農業所得統計等、加工統計においても、実態が十分反映されるよう、推計方法の検討を行うこと。

広域道路ネットワークの強化・充実等について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、東日本高速道路（株）、財務省

＜提案・要望の内容＞

本県においては、東日本大震災や関東・東北豪雨、令和元年東日本台風及び房総半島台風、また令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号、令和5年台風第13号により甚大な被害を受けた経験から、災害に強い県土づくりに取り組んでおり、頻発化・激甚化する風水害や切迫性が指摘される大規模地震などから県民の命と暮らしを守るため、災害に強い道路ネットワークの構築が急務であります。

本県の高規格幹線道路等は、茨城空港や茨城港、鹿島港といった国際拠点間の連結による広域的な連携の強化や、沿線への企業立地を進展させ産業の振興を図る極めて重要な基盤施設であるため、生活や経済活動を支える広域道路ネットワーク全体の強化・充実が強く望まれているところです。

このようなことから、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

1 広域道路ネットワーク全体の一日も早い完成に向け整備を推進すること。

(1) (仮称) 鹿行南部道路の早期具体化について

鹿島臨海工業地帯におけるカーボンニュートラル産業拠点としての国際競争力を強化するため、東関東自動車道水戸線潮来IC周辺と鹿島臨海工業地帯波崎地区工業団地周辺を結ぶ(仮称)鹿行南部道路について、高速道路計画の早期具体化を図ること。

(2) スマートICの整備推進について

事業中であるスマートIC（(仮称)笠間PAスマートIC、(仮称)千代田PAスマートIC、(仮称)守谷SAスマートIC、(仮称)土浦スマートIC）については、高速道路の利便性向上、地域経済の活性化に資する重要な施設であることから、一日も早い完成に向けて、整備を推進すること。

(3) 高速道路を補完する直轄国道の整備推進について

ア 常磐自動車道、北関東自動車道などを補完する国道6号、50号、51号

については、重要物流道路に指定されるとともに、災害時に緊急輸送路として県土の防災・減災に資する大変重要な道路であることから、事業中箇所を整備推進及び国道6号小美玉道路（仮称）や桜川道路（仮称）などの未事業化区間の早期事業化を図ること。

イ 首都圏中央連絡自動車道のアクセス道路となる新4号国道については、企業立地による地域産業の活性化や大規模災害時における重要な路線であることから、主要交差点の立体化、全線6車線化に向け、整備を推進すること。

2 都市軸道路利根川橋梁（仮称）については、災害時に常磐自動車道を補完し、茨城県・千葉県にまたがる地域の防災・減災に資する道路であるとともに、つくばエクスプレス沿線地域を結び、地域の生活や経済活動を支える重要な道路であることから、事業推進が図れるよう十分な予算を確保すること。

3 これらの社会資本整備に必要な公共事業費予算を確保すること。

地方への人の流れを加速する都市鉄道ネットワークの強化について

<提案・要望先> 国土交通省

<提案・要望の内容>

本格的な人口減少が進む中、我が国の経済発展をリードしてきた首都圏では、国際競争力強化に向けた空港アクセスの改善や訪日外国人への対応、さらにはポストコロナ時代にふさわしい、地方創生に資する都市鉄道ネットワークの構築が求められております。

このような中、平成 28（2016）年 4 月に交通政策審議会答申第 198 号で示された、令和 12（2030）年頃を念頭に置いたつくばエクスプレスのあり方については、東京までの延伸に加え、都心部・臨海地域地下鉄構想との一体整備が明記され、令和 6（2024）年 12 月には、つくばエクスプレス沿線市区による両鉄道の接続に向けた期成同盟会が発足するなど、東京延伸に係る機運が高まっております。

また、地元では、広域的な交流を一段と活発化させるとともに、本県発展の起爆剤になるとして、県内延伸についても大いに期待が高まってきているところであり、県においては、令和 5（2023）年 6 月に延伸方面は土浦方面、JR 常磐線と接続する駅は土浦駅と決定いたしました。さらに、令和 7（2025）年 2 月には、関係機関との調整のベースとなる延伸構想の事業計画素案を策定し、県独自の調査において、土浦延伸単独整備及び東京延伸との一体整備のいずれのケースにおいても費用便益比 B/C が 1 を上回り、採算性についても、特に東京延伸との一体整備の場合、黒字化が早まるという結果を得たところであります。

現在、つくばエクスプレスの延伸計画の具体化に向け、関係者による検討の場を設けるほか、関係者との調整を進めていくために必要な追加調査・分析を実施し、事業計画素案の磨き上げを進め、延伸構想の実現を目指すこととしております。

加えて、東京都心と本県県西・南部地域等とのアクセスを改善し、東京の都市機能のバックアップ等につながる道路・鉄道網を強化することが強く期待されております。

つきましては、下記の内容について特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 我が国のより一層の成長・発展の基盤を築く上で、世界的な科学技術拠点都市であるつくばと東京都心、さらには中部圏や関西圏等を密接に結ぶ都市鉄道ネットワークの構築が極めて重要であることから、交通政策審議会答申

第 198 号を踏まえ、つくばエクスプレスの東京延伸の早期実現に向けて、特段の支援を行うこと。

また、地域生活圈間の連携や大都市の高次サービスへのアクセス、観光やビジネスでの往来、さらには地方創生の取組等を一層加速させる観点から、地域間を結び、利便性の向上に寄与する交通ネットワークの更なる充実やリダンダンシー（代替輸送機能）確保等につながる、土浦延伸と東京延伸の一体的な実現に向けても特段の支援を行うこと。

- 2 土浦延伸と東京延伸の一体的な実現に向け、交通政策審議会答申第 198 号が念頭に置く令和 12（2030）年が目前に迫るなか、東京圏における今後の都市鉄道のあり方について、これまでの振り返りに加え、つくばエクスプレス延伸構想の事業計画素案の内容や首都圏広域地方計画の方向性をはじめ、現在の社会的情勢を踏まえ、新たな答申を行うべく、交通政策審議会に対する諮問に向けた準備を開始するなど、今後の方針について検討を行うこと。
- 3 東京 8 号線（地下鉄 8 号線）について、東京の都市機能のバックアップ等の観点から県及び地元市町とで、東京都心とのアクセス改善を検討しているところであるが、その前提となる押上からの延伸の早期実現に特段の支援を行うこと。

気象庁地磁気観測所の移転について

<提案・要望先> 国土交通省、気象庁

<提案・要望の内容>

気象庁地磁気観測所については、東京での直流電車の開通に伴う観測業務への影響を考慮し、大正2（1913）年に、国の負担において、本県石岡市柿岡へ移転されたところです。

気象庁地磁気観測所の半径 35 k m内は、鉄道の直流電化が制限されるため、本県の鉄道の大部分は、直流電化よりも費用がかかる交流電化（交直両用方式）での整備を余儀なくされております。

直流電化方式による運行ができないことで、過去には昭和3（1928）年に水戸電気鉄道（水戸～長岡～奥谷～石岡）や筑波高速度電気鉄道（田端～流山～守谷～谷田部～大穂～北条～筑波山）の電化営業許可申請が地磁気観測に障害があるとして却下されました。また現在では、つくばエクスプレスの8両化に向けた車両更新や車両基地の整備において、交流電化（交直両用方式）の負担発生が見込まれるほか、電化方式の違いが常磐線をはじめとする東京方面の鉄道との相互乗り入れの阻害要因になるなど、過去から現在に至るまで、本県の鉄道ネットワークの構築に大きな制約となっております。

つきましては、下記事項について特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 鉄道ネットワークの構築を図る上で制約となっている気象庁地磁気観測所を、国の責任において、早期に県外に移転すること。また、観測所の移転が困難な場合、制約の範囲の撤廃あるいは大幅な縮小を早期に検討すること。
- 2 将来にわたって、交流電化（交直両用方式）を導入することによる車両及び車両基地整備経費等のかかり増し分について、十分な補償を行うこと。

「地方創生回廊」の東日本大震災被災地域への拡大と、 太平洋沿岸地域における幹線鉄道ネットワークの機能強化について

＜提案・要望先＞ 国土交通省

＜提案・要望の内容＞

国が進める「地方創生回廊」構想は、リニア中央新幹線等の幹線鉄道ネットワークや高速道路網などの高速交通ネットワークを活用し、北から南まで地方と地方を結び、全国を一つの経済圏に統合することで、人や産業を地方に呼び込み、新たな雇用を創出する、地方創生の礎となるものです。

特に、地方創生回廊のハブとなる東京と、名古屋及び大阪の三大都市圏を新たなルートで結ぶリニア中央新幹線は、それぞれの地域の特色ある発展を支え、我が国全体に活力をもたらすことが期待されているところです。

一方、東日本大震災からの復興を進める太平洋沿岸地域においては、首都圏とのアクセス強化や地域間の連携促進を図る観点から、太平洋沿岸地域を縦断する幹線鉄道ネットワークの強化が重要となっています。

そこで、東日本大震災の被災地復興という観点から、「地方創生回廊」を太平洋沿岸の被災地域まで拡大するとともに、首都圏から太平洋沿岸地域を縦断する幹線鉄道ネットワークの形成を図ることにより、リニア中央新幹線をはじめとする高速交通ネットワークを広く波及させ、首都圏と被災地、さらには被災地相互を結ぶ人の流れを拡大・創出し、被災地の復興と地方創生につなげていくことが期待されるということです。

また、首都圏と太平洋沿岸地域を結ぶ基幹的な広域幹線鉄道であるJR常磐線についても、その機能強化を図り、速達性の向上を図ることが重要です。特に、線形改良や踏切の解消等による鉄道輸送の円滑化を進めることにより、鉄道の高速性及び定時性の向上を図り、幹線鉄道ネットワークの機能強化につなげていくことが期待されます。

つきましては、下記の内容について特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 東日本大震災の被災地復興という観点から、「地方創生回廊」を太平洋沿岸の被災地域まで拡大するとともに、地域を縦断する高速鉄道の整備を促進すること。

- 2 首都圏と太平洋沿岸地域を結ぶ幹線鉄道ネットワークの機能強化に向けた取組を推進すること。

- 3 広域幹線鉄道であるJR常磐線について、線形改良や踏切の解消等による速達性の向上を図るとともに、連続立体交差事業、踏切道改良事業等を活用した機能強化に対し、必要な財政支援及び制度的支援を行うこと。

我が国の国際競争力を牽引する港湾の整備について

＜提案・要望先＞ 国土交通省

＜提案・要望の内容＞

港湾は、我が国の経済活動や国民生活を支え、国際競争力の強化や安全で豊かな暮らしの実現に欠かすことのできない極めて重要な社会基盤であります。

本県港湾の整備は、北関東自動車道や首都圏中央連絡自動車道などの道路網整備に伴い首都圏物流の合理的再編を促進し、東京湾岸地域への集中により生じる陸上・海上交通の混雑の緩和や、迅速で環境負荷の少ない物流の実現に有効であり、首都圏全体の経済発展においても重要な役割を担っております。

つきましては、国際競争力の強化のため、本県の港湾整備について、下記の事項を要望いたします。

記

1 茨城港常陸那珂港区の整備推進について

茨城港常陸那珂港区について、地域の基幹産業の競争力強化を図るため、中央ふ頭地区水深14m岸壁の早期整備を図ること。

また、港内静穏度を向上させ、荷役の効率化と船舶の安全な航行に資する防波堤の早期整備を図ること。

2 鹿島港の整備推進について

鹿島港について、鹿島臨海工業地帯の産業の競争力強化等を図るため、防波堤の早期整備により港湾機能の強化を図ること。

3 港湾関連予算の確保について

本県の港湾及び海岸整備に必要な港湾関連予算を確保すること。

茨城空港について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、防衛省、財務省

＜提案・要望の内容＞

本県の陸・海・空の交通ネットワークの形成により国内外の交流人口の拡大を図るため、茨城空港の活用促進及び関連公共事業の整備推進に向けて、下記事項について要望いたします。

記

増大する国際・国内の航空需要に対応するためには、東京国際空港、成田国際空港だけでなく、東京に近い茨城空港の利活用を促進することが極めて有効である。また、令和12（2030）年の訪日外国人旅行者数の政府目標が、6,000万人であることを踏まえ、茨城空港の航空ネットワーク充実のための機能強化を図り、更に活力がある地域社会を実現できるよう、首都圏第3の空港として積極的な利活用を図ること。

- 1 乗入便数や乗入機材などの空港の状況に応じた空港施設の機能強化や検討への協力
- 2 訪日誘客支援空港への着陸料及びグランドハンドリング料等の運航経費支援の再開
- 3 インバウンド促進のためのプロモーションへの財政支援の拡充
- 4 国際線の運航状況に対応したC I Q体制の確保

電源地域の振興について

<提案・要望先> 文部科学省、経済産業省

<提案・要望の内容>

電源三法交付金については、電源地域における県民生活の安定、地域活力の回復及び地域振興などで重要な役割を果たしているところですが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故や原子力規制委員会が示した原子力災害対策指針を踏まえ、下記事項について特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 原子力災害対策指針では、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく必要がある区域として原子力災害対策重点区域が定められており、当該区域内の市町村においては原子力災害対策に係る地域防災計画や避難計画の策定、住民への防災対策等に係る情報提供等、必要な対策が求められているところである。

しかしながら、当該区域内の市町村は必ずしも電源三法交付金の対象地域とはされておらず、これらの市町村においても地域振興等を通じた住民理解の向上は必要と考えられることから、既存の交付地域に対する交付水準を確保した上で、電源三法交付金の対象地域を当該区域まで拡大するなど必要な見直しを図ること。

特に、原子力立地給付金は、発電用施設等の立地地域及び周辺地域の住民等に直接交付を行うことができる給付金であり、これらの地域に対し、東京圏などの電力消費地が享受する恩恵の一部を還元するための重要な制度であることから、住民福祉のさらなる向上を図るため、対象地域について、当該区域まで拡大するとともに、給付額についても、平均的な年間電気料金の半額程度の水準まで引き上げることにより、対象地域の住民及び企業等に対する還元策として十分な水準となるよう、現行制度の見直しを行うこと。

- 2 電源三法交付金の交付対象施設について、全ての核燃料物質加工施設、原子力発電関連研究施設等を加えること。特に、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所に立地する2施設（HTTR、OWTF）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構那珂フュージョン科学技術研究所に立地する1施設（JT-60SA）の計3施設を交付対象施設とすること。

また、交付金の適用期間について、発電所の運転終了で終わることなく完全撤去まで延長すること。

- 3 電源立地地域対策交付金のうち、電力移出県等交付金相当部分の算定について、平成 23（2011）年度交付分から火力発電施設の算定係数引下げなどの見直しが行なわれたところであるが、原子力発電施設の運転停止に伴い、電力の安定供給を確保する上で火力発電施設の果たす重要な役割に鑑み、火力発電施設に係る算定係数の引上げを図ること。
- 4 電源立地地域対策交付金のうち、発電実績に応じて交付される電力移出県等交付金相当部分や原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分の算定について、原子力発電所の安全確保のための運転停止期間に適用される「みなし規定」の算入率を引下げ前の水準である発電量の 81%に戻すこと。
- 5 電源立地地域対策交付金のうち、水力発電施設周辺地域交付金相当部分について、水力発電施設周辺自治体の持続的な発展と振興のために、交付期間の恒久化を図るとともに、最低保証額の引上げ等の交付水準の改善を図ること。

地方創生の推進について

＜提案・要望先＞ 内閣官房、内閣府

＜提案・要望の内容＞

地方において、人口減少が進む中、地方創生を推進するためには、幅広い分野での思い切った政策の展開が不可欠であり、そのためには国による継続的な財政支援や人的支援、大胆な規制改革の実現等が求められております。

国におきましては、令和7（2025）年12月に閣議決定した「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」において、地方が持つ伸び代をいかすことで、国民の暮らしと安全を守り、地域に活力を取り戻すことを目指すこととし、これまでの地方創生で進めてきた取組に加えて、「強い経済」の実現に重点をおいて、地方から日本を成長軌道に押し上げていくため、地方の取組を支援していくこととしております。

財政支援については、地域の実情に応じ資金を効果的に活用できるものとし、中小企業の賃上げ支援、質の高い雇用を創出するための企業誘致、観光や農林水産業の振興、少子化対策、女性の活躍推進、外国人との秩序ある共生社会の実現など、地方創生・人口減少の克服のための幅広い事業等に活用できるよう必要な財源を確保すべきであります。

人的支援については、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、専門的知識を有する人材を派遣することは、市町村が抱える課題の解決に有効な取組であることから、積極的に実施すべきであります。

さらに、国家戦略特区等における規制改革の実施にあたっては、地方の創意工夫による地方創生の取組を推進するための制度として、地方からの提案を大いに採用すべきであります。

一方、地方創生を実現するためには、国が自ら果たすべき役割は極めて大きいものです。東京の一極集中の是正や地方における若者の定着などについては、長期的視点に立って、不退転の決意で取り組むべきであると考えます。

以上の状況を踏まえ、今後の地方創生施策の展開にあたり、下記の事項について要望いたします。

記

- 1 地方創生の取組はまだ道半ばであることから、地方創生の実現に向けて地方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、

令和 9（2027）年度地方財政計画において「地方創生推進費」及び地域未来交付金について十分な財源を確保すること。

特に、地域未来交付金については、交付対象外経費をより限定的にする、申請等の手続きを簡素化するなど制度の柔軟な運用を行うこと。

また、総合的又は専門的な知見を有する国家公務員や民間専門人材を市町村長の補佐役として派遣する「地方創生人材支援制度」については、新たな人材ニーズなどの自治体からの要望について積極的に対応するとともに継続的に取り組むこと。

- 2 地域経済を活性化し、地方創生を図っていくためには、地方の創意工夫や実情に応じた取組の障害となる規制を改革していく必要があることから、国家戦略特区等における規制改革を実施するにあたっては、本県からの提案を積極的に取り入れること。
- 3 政府関係機関の地方移転の実施にあたっては、平成 27（2015）年度の提案募集時には、本県に所在する政府関係機関も移転対象とされたが、本県における地方創生の実現を妨げることはないよう、移転の対象としないこと。特に、つくばに集積した科学技術は、我が国全体の貴重な財産として断固堅持し、我が国の科学技術力を低下させることがないようにすること。
- 4 若者をはじめとする地方への人の流れを促進し、流出を抑制するため、本社機能の地方移転の促進に向けた地方拠点強化税制の優遇措置を恒久的な制度とするとともに、税制の優遇措置を受けるために必要な地域再生法に基づく「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定に係る要件の緩和及び手続きの簡素化などを図ること。また、交通、医療、情報通信等の住環境の整備などを強力的に支援すること。併せて、大学等の高等教育機関の地方移転を進めるとともに、大学等と自治体・企業・NPO等が連携して行う地域を志向する意識の醸成、就労支援、新たな雇用の創出などの取組を強力的に支援すること。

地方分権改革の推進について

<提案・要望先> 内閣府、総務省

<提案・要望の内容>

真の分権型社会を構築していくためには、国は外交・防衛など国家としての存立に関するものや、基幹的なインフラ整備、最先端の研究開発、さらには食料や医療など、国家戦略が必要な役割に専念し、その他の内政に関しては、広く地方が担うことを基本とすべきであります。その際、地方公共団体が権限と責任を大幅に拡大することにより、住民に身近なところで政策や税金の使途の決定を行い、住民の意向を反映した行政運営を可能とするような行財政制度を構築する必要があります。

政府は、地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、国と地方の協議の場に関する法律や累次にわたる一括法を成立させるとともに、「提案募集方式」を導入するなど地方分権改革を進めております。

しかしながら、これまでの政府の取組は、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性・自立性を高めるという地方分権改革の見地からすれば、未だ不十分であると言わざるを得ません。今後、さらなる改革の実現に向け、強いリーダーシップのもと、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきであります。

我が国の景気は緩やかな回復基調にあるものの、住民生活を守り、地域の活性化を担う地方財政は、臨時財政対策債の累増や社会保障関係費等の増加など依然として厳しい状況にあることから、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠であります。

つきましては、真の分権型社会の構築に向け、下記事項についてその実現を強く要望いたします。

記

1 事務・権限の移譲については、これまで地方が強く求めてきたハローワークなどに係る事務・権限の移譲に更に積極的に取り組むとともに、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を確保できるようにすること。

義務付け・枠付けの見直しについては、地方の裁量を許さない「従うべき基準」について、廃止または「参酌すべき基準」へ移行するとともに、今後の見直しに当たっても、新たな「従うべき基準」の設定は原則行わないこと。

「提案募集方式」については、所管府省と十分に調整を行い、提案をできる限り実現すること。

2 地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、教育、地域経済活性化・雇用対策、防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。特に、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮できるよう総額を確保するとともに、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

また、引き続き増加する社会保障関係費や地域の活性化の取組など、地方の行政需要を的確に把握し、今後の地方財政計画に計上するとともに、持続可能な交付税制度の確立を図るため、地方財源不足の解消は、更なる地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより対応することとし、臨時財政対策債の制度は廃止すること。

さらに、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累積していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

加えて、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを基準財政需要額の算定に反映する取組（トップランナー方式）について、引き続き、条件不利地域等、地方の実情に配慮し、地方交付税の性格及び機能を踏まえ、国による政策誘導とならないようにすること。

また、いわゆる教育無償化に係る地方負担については、地方交付税措置を講じることとされたが、令和9（2028）年度以降も国において確実に財源確保を図ること。

さらに、個人住民税における基礎控除等の見直しを検討する場合には、「地域社会の会費」的性格を踏まえつつ、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないように、国の責任において、代替となる恒久財源の確保の必要性も含めた丁寧な議論を行うこと。

なお、近年、地方の基金残高が増加していることから地方財政計画の歳出の適正化等を行うべきとの議論がある。地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限も限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出削減や基金取崩し等により対応せざるを得ない。

したがって、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は適切ではなく、基金残高の状況を理由とした地方財源の削減は行わないこと。

3 消費税は、地方交付税原資分も含めるとその約4割が地方の財源となっており、特定の世代に限定されることなく、全世代共通の社会保障制度の基盤と

してあらゆる世代で負担を分かち合うものであり、年金、高齢者医療、介護、子育てといった諸施策を支える極めて重要な財源となっている。

昨今、物価高対策としての消費税減税について、給付付き税額控除制度導入までの2年間に限り、飲食料品に対する消費税率をゼロとする議論がなされているが、消費税及び地方消費税の見直しに当たっては、地方の安定的な税財源を確保し、地方財政に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

特に、幼児教育及び高等教育の無償化に係る令和2（2020）年度以降の地方負担については、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確保すること。

併せて、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図るため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国からの税源移譲を速やかに進めること。

- 4 令和元（2019）年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたが、その趣旨や目的について広く国民の理解が得られるよう、より一層の丁寧な説明に努めること。

また、市町村が主体となった森林整備等が円滑に進むよう、国において必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な実施運用に向けた取組を進めること。

- 5 平成28（2016）年度税制改正においては、法人実効税率の引下げに当たり、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保することとされたが、今後も更なる税率の引下げを行う場合には、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方公共団体の歳入に影響を与えることのないよう地方税財源を確保すること。

なお、令和6（2024）年度与党税制改正大綱において、今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き検討を行うこととされたが、その検討にあたっては、中小法人への負担に配慮し慎重に進めること。

- 6 法人事業税の分割基準の見直しにあたっては、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、製造業において、事業活動の大きさを反映する指標として

物的要素である有形固定資産等（土地を除く）をベースにしたものを導入するなど、より客観性のある指標とすることを基本とすること。

また、太陽光発電施設について、建設時や発電時において立地する都道府県から行政サービスを受けているものであるから、本県内に人員を有する事務所等を置いていない場合においても分割基準の適用対象に加えること。

7 ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の7割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとって貴重な財源となっていることを踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

8 令和8（2026）年度与党税制改正大綱において、自動車関係諸税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行うとされたが、検討に当たっては、道路の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること等を考慮し、地方の安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

また、地方揮発油税及び軽油引取税の暫定税率や自動車税環境性能割の廃止に伴う地方税の減収については、令和8（2026）年度は地方特例交付金により全額補てんすることとされているが、引き続き、国の責任において財源措置するとともに、代替となる恒久財源を確実に確保すること。

9 国庫補助負担金改革は、地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、本格的な税源移譲に向けた議論を後退させないこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続きの簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、事業の着実な実施のために必要な予算の確保を行うこと。

10 直轄事業負担金については、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方公共団体に対して個別に財政負担を課すものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲とあわせ、必要な改革を速やかにかつ確実に進めること。

その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな仕組みづくりに向

けて、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

また、建設国債等の償還については、見合資産の平均的な効用発揮期間が概ね 60 年であることから、この期間内に現金償還を終了するという考え方が採用されている。これに鑑み、霞ヶ浦導水事業をはじめとする直轄事業の地方負担の財源に充てられる地方債についても、単年度の財政負担をさらに平準化するため、財務省令で示されている耐用年数等を踏まえ、30 年を超える償還期間での借入が可能となるよう基準の改正を行うこと。

- 11 地方交付税の算定においては、景気の変動期は、前年度の実績を基礎とした交付税算定額と実収入額との乖離が生じやすく、その結果が地方公共団体の財政運営に与える影響を考慮して、精算制度及び減収補填債制度が法人関係税等の一部の税目について設けられているが、地方消費税等については設けられていない。特に、地方消費税については、令和元（2019）年 10 月に税率が引き上げられたことにより、本県税収に占める割合が高くなっており、これまで以上に大きな乖離が発生する可能性が懸念される。

感染症などによりこれまで景気に対して安定的とされてきた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが考えられることから、経済の著しい悪化やそれに伴う地方の税財源の大幅な減少が生じる状況においては、地方消費税等についても減収補填債の対象とするなど、安定的な財政措置の仕組みを検討すること。

- 12 地方公共団体は、地域間競争が激化する中、海外企業との交渉や企業誘致、DXの普及推進など、これまでの業務の枠を超えた政策課題に的確に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として広まるテレワークや在宅勤務等、多様な働き方を求める社会全体の変化に即応しながら、高度な専門知識や経験を備えた人材を確保することが求められている。

地方公務員の業務内容や勤務環境が大きく変化する中、優れた人材を確保していくためには、各地方公共団体が実情に合わせ、給与や勤務時間等を柔軟かつ迅速に設定することができる制度の確立が必要である。

一方で、支給できる手当については地方自治法に限定列挙されているなど、法令によって一定の制約がある。また、勤務時間等についても、民間企業並みに柔軟な設定は認められていない。

地方公務員の給与及び勤務時間等の勤務条件について、多様な人材の確保や柔軟な働き方への対応を可能とするため、高度な専門性を有する人材への裁量労働制の導入など、地方公共団体の裁量をより広範に認めるよう地方公務員法等関連法令の改正などを行うこと。

13 第二次地方分権改革において制度化された、地方自治法に基づく条例による都道府県から市町村への事務権限の移譲については、これまで全国的に推進が図られてきた。しかし、人口減少・少子高齢化が加速度的に進行する中、地方自治体を取り巻く行政課題は多様化かつ複雑化しており、特に、住民に身近な行政サービスの担い手である市町村は、外国人との共生に関する業務など新たな行政課題が発生し、業務負担が増大している。このため、国においては、地方自治体を取り巻く社会情勢を鑑み、都道府県から市町村へ移譲した事務権限のあり方について、返還が行われる場合も視野に入れて検討を行い、改めて全国統一の考え方、基準や指針等を示すこと。併せて、地方自治体が担っている事務について、民間部門での代替、許認可制から届け出制への見直しなど規制緩和を含めた見直しを検討すること。上記内容について、第34次地方制度調査会においても調査審議すること。